が行われたとの推定に及んだのである。 欠の前提たる体系的喪礼の未継受・欠如のために適用に至らず、 法規によって編成されたと想定される。そして、さらにこの間の事情を考察した結果、唐令の継受によるわが監喪規定はその不可 次官級官人五位以上と考定するに至った。この葬司はやがて『延喜式』太政官・葬官条(葬司規定)に継承される何らかの慣例・ おける監喪使辞退の諸例と葬司辞退のそれとの類似性を手掛りに遂に監喪使の実体を装束・山作両司によって構成される葬司長 葬令百官在職条(監喪規定)の適用を示すや否やを疑い、次で隋唐監護使とわが監喪使の実態を各々検討・比較した上で、正史に 本稿では、先づわが正史上において「監護喪事」のために差遺される使人を監喪使と仮称し、この監喪使が果してわが喪 代 序 監 唐令監喪規定の継受と実態 喪 考

雷

文武三年(六九九) 七月、天武天皇第六皇子浄広弐弓削皇子の薨去に際し、二名の使人が遣わされてその喪事を監護した。

実際には天皇・皇后等の御葬司に準ずるわが国固有の葬司の編成

六八巻六号

一九八五年十一月

即ち、『続日本紀』はこれを左の如く記す。

『続日本紀』文武三年七月癸酉条

而して、周知の如く『続日本紀』以下五国史における親王・内親王及び高位高官者の薨去記事には右を初見として屢々かの 浄広弐弓削皇子薨、 遺ヒュា浄広肆大石王・直広参路真人大人等」監セ護喪事ム(下略

虎

尾 達 哉

職条に規定されていること、正しくそれ自体に存すると思われるのである。 左にその令文を掲げよう (傍線圏点筆者、 漠然としたイメージにとどまっていることの主因は、先の「監護喪事」なる措置がこれまた周知の如くわが喪葬令百官在 こととするが、管見の限りこの監喪使を対象とする論考は見当らぬようであり、またその実体についても「監護喪事」な 及んでいないのではないかと察せられる。そして、かく監喪使が従来研究対象とならず、またその実体についての理解も る字句から導かれる漠然としたイメージ、例えば〝葬儀全般の監督者〟や当世の所謂〝葬儀委員長〟的存在以上の理解に

かる「監護喪事」を任務とする使人の差遣のことが見えている。本稿ではかくの如き使人を便宜上「監喪使」と約称するの

養老喪葬今百官在職条

同。

凡百官在5職薨卒、当司分番会5喪、親王及太政大臣•散一位、治部大輔監;該喪事、左右大臣及散二位、 部丞監護、 三位以上及皇親、皆土部示」礼制、内親王・女王及内命婦亦准」此、 治部少輔監護、 三位、

は大宝令まで溯及するとして差支えない。而して、吾人は共に正史に散見する監喪使をば安易に本規定の適用実例と看做の 即ち、その中段(傍線部) が監護喪事についての規定(以下、便宜「監喪規定」と称する) であるが、この養老令監喪規定 上代監喪使に関する従来の一般的理解を些少なりとも前進せしめんとするものである。 に叙上の如く看做すことには尠からぬ疑念を覚えるのである。本稿はかかる疑念を実態的に検討することによって、 に際しその喪事を監護した旨記述することが中国正史列伝等の一般であることを知る時、 また監喪使についての一次史料がないばかりか貴人・「大臣」(以下かく鉤括弧を附してわが国の大臣と区別する)の薨去 してきたのではあるまいか。しかし乍ら、後に見る如く、右の監喪規定が実は唐令の大略直模直訳であることを思う時、 わが正史に見える監喪使を安易

固より門外漢の能く論尽する所ではない。略叙するにとどめさせて頂くと共に、 小論では右の目的に到達する方途として敢て中国における監喪規定と監護喪事の実態を検討するが(第一章・第四章)、 識者の高批を切願する次第である。

- 1 以下、わが国の史料は特に断らぬ限り新訂増補国史大系本によるも
- 以下両者の区別に特に意を用いることはしない。また本稿において 峻別されていたとしても本稿の所論に直接の影響を及ぼさないので、 喪と葬とは峻別さるべきであるが、実際にはまま通用され、またよし 「葬儀」・「喪礼」と称するものはいずれも喪葬両者を含む広義のもの 記事によっては「監護葬事」とするものも見受けられる。 厳密には
- であるが、同古記は左の如き問答を立てている。 『令集解』本条古記による直接的な字句復原は「監護」以外不可能

誰人監護、答、外官及使人不」限」貴賤、皆

司がその喪事を監護するとしているのであるが、この註釈は逆に大宝 れていないことを問題とし、その場合には貴賤の別なく全て便宜国郡 即ち、これによれば古記は外官及び使人について令文(大宝令)がふ

国郡司随」便監護耳 問、外官及使人襲卒、

> する際参照したと思しい唐(永徽)令文が養老令本条と大略同様の構 令本条においては在京薨去者の場合、その貴賤に応じて、特定の官人 する外ない。その所以は小論によって明かになると信ずる。 ろう。但し、更に溯って浄御原令における存否如何については不明と ・養老両令間の異同の趨勢を顧慮すれば最早こちたき詮議は不要であ 造を有していたと推考されることも復原の根拠となる。而して、大宝 た、本文第一章にてふれる如く、わが国においてこの監喪規定を制定 が喪事を監護する旨の規定が存したことを示唆しているのである。ま

発表を行なったことがある。 和五六年八月、愛媛県東予市)において同様の認識を前提とするロ頭 九年)も同断である。箍者もかつて第九回古代史サマーセミナー(昭 川政次郎「志貴親王の葬列と素服」(同『萬葉律令考』所収、昭和四 **監喪規定の存在を推定しているのはかかる認識を前提としている。瀧** 四年)が大宝令前紀における監喪使差遣記事の所在を根拠に浄御原令 例えば熊谷公男「治部省の成立」(『史学雑誌』 八八―四、 昭和五

隋唐監護使差遣例の検討

文を復原されている。 仁井田陞氏はわが監喪規定に相当する唐令文として、『大唐六典』及び『唐会要』に拠り左の如き開元七年(七一九)の令 わが大宝・養老両令の監喪規定が諸多の規定と同様、唐令文の継受によって成立したものであることは疑いを容れない。

いうまでもなく右は大宝令成立以後にかかるものであり、大宝令制定者は直接この条文を参看したのではない。 諸詔』喪大臣、一品則鴻臚卿護。其喪事、二品則少卿、三品丞一人往、皆命。司儀1示以5割

看したとされる永徽令文は復原されていない。しかし、仁井田氏はこれらの唐令に先立つ隋の開皇令を『隋書』及び『通

彼らが参

諸正一品爽則鴻臚卿監"護喪事、司儀令示"礼制、二品已上則鴻臚丞監護、 司儀丞示礼制、 (下略

これによって先の開元七年令に至る間の永徽令を含めた唐令が多少の変改を施し乍らも同種の監喪規定を収めていたこと を先の開皇令施行以後の隋唐代に限って検討することとしたい。 ることとして、 対し、わが令においては貴臣のみならず親王をも対象に含めている点がそれであるが、この点については後述(第四章) 薨去者を三ランクに分別し、 **隋開皇令においては対象薨去者を正一品と二品以上の二ランクに分別し、一方唐開元七年令においては一品・二品・三品** が な相違の存しないではない。 想定される。 ことが充分推定されるのである。しかし直接の証左こそ缺くものの、わが国の大宝令制定者は唐令(永徽令)に做って対象 の三ランクに分別するが、これもまた実態を通観すれば永徽令を含む未復原の唐令においては開元七年令と同様であった 「監護使」と称したことが知られるので、 推定されるのであり、 されば、 わが国がかくの如く継受した監喪規定は中国本土においては実態上如何に運用されたであろうか。 即ち、 ここではわが国の監喪規定が概ね唐令を直模直訳して成立したものであることを確認しえればよい わが国の監喪規定は概ね唐令文の直模直訳によって成立したと称して差支えない。尤も、 また事実その間の実態を検討すればかく推定して大過なきことが知られる(後述)のである。 即ち、 監喪担当者については唐令の鴻臚寺官人一名を治部省官人一名に置換して令文を治定したと 唐令においては「大臣」=貴臣のみを対象とし、 本稿でもかかる称呼を用いてわが監喪使と区別する。 猶、 少くとも唐代においては喪事を監護する使人を展 あくまでその官品が基準となるのに 彼我に顕著 次にこの点 す

さて、『隋書』巻三十七所載の李穆伝には、

開皇六年薨』于第、年七十七、(中略) 詔遺三黄門侍郎「監+護喪事ふ(下略)

年時 なる記事が見え、 の明かな諸例の初見であるが、 上柱国太師李穆の薨去に際し黄門侍郎が遣わされてその喪事を監護したと伝える。 かく 「監護喪事」の字句が明示されている例の外に、 たとい明示なき場合においても これ は該期

3	22	21)		20	19	(18)	(17)	16	(15)		(14)	(13)	12		(1)	(10)	9	8	7	6	(5)	4	3	2	1		
. 8	3 E	2		頭慶元・8	永徽4・9	23 • 5	22 · 7	21 ·	16		11 6	?	貞観9・?		開明元・5	12 · 10	11 6	8 . 2	大業2・7	仁寿年間	?	?	10 8	?	開皇6・8		
"	六五八	六五七		六五六	六五三	六四九	六四八	六四七	六四二		六三七		六三五		六一九	六一六	六一五	六一ニ	六〇六	六〇1一六〇四			五九〇	"	五八六	团	
	正三品	従二品		従三品	従三品	従一品	従一品	従一品	従二品		従二品カ		正言品			従一品	従二品	従一品	従一品	正四品上	従三品	従二品	従一品	従一品	従一品	官品品	変
蘭陵公主	張允	張士貴		崔敦礼	張行成	李靖	房玄齢	高士靡	段士玄		温彦博	清河太夫人李氏	武士彟		元買得	宇文述	范安貴	観王·雄	楊素	趙綽	元暉	趙芬	豆盒勋	贸 栄定	李穆	氏名	去者
衛尉卿		摂鴻臚卿(四品五品)	太府少卿	司農卿	尚宮	摂鴻臚卿	摂鴻臚卿	摂鴻臚卿	(四 品)	工部侍郎	民部尚書	(東宮五品)	幷州大都督	鴻臚少卿	殿中少監	鴻臚		鴻臚	鴻		鴻臚		鴻臚	左衛大将軍	黄門侍郎	官職	監護
閻立行	门山人		章思斉	長孫知人		亭	閻立徳			庶義恭	唐倹		李劭	趙方海	王逛									元旻		氏 名	使
監護喪事	監護	監護	副	監護	視殯斂	監護	監護	監護	監護		護喪	検□凶事	監護喪事	***************************************	監護喪事	監護喪事	監護	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事	併	
全唐文	萃編	考古 レ		全唐文	旧唐書	全唐文	全唐文	全唐文	全唐文		全唐文	補正	英華		集釈	隋書	集釈	隋書	隋書	隋書	隋書	隋書	隋書	隋書	隋書	Н	1
五三	五一	七八一三		四五	七八	八	八	八	九九一		五〇	를 大	八七五		五二五	긎	五〇三	四三	=	夳	四六	四六	三九	三九	三七	ij	ŕ

<u>—</u>	42				41)	40	39	38		36	35	34)	33	32	31)		30	9		@	Ø	26	25		24)			
. 12	3 · 10				景龍 2 · 11	3 · 7	神龍2・2	聖暦 3・7	証聖元·12	永昌元・2	光明元・2	光宅元・12	. 5	永淳元·4	儀鳳4·正		上元元・12	3 . 7		威享元・8		3 ·	龍朔2・4		. 11			F •
"	七〇九				七〇八	七〇七	七〇六	七00	六九五	六八九	六八五	六八四	"	六八二	六七九		六七四	六七二		六七〇	六六五	六六三	六六二		"		P.	写
一 従二品	従五品上カ					正品		正三品カ	従二品	正三品		正三品		従三品	正品			正二品				従三品	従三品		従一品		官品品	猩
劉公	裴希惇				靠裥	李仁	大通禅師	武崇訓	契苾明	河間晦	雅王· 賢		臨川公主	裴行倹	泉男生		30 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	王		衛国夫人楊氏	紀国先妃陸氏	鄭広	許洛仁		尉遲敬徳		氏名	去者
一(京官六品)	萬年令	試雅州司馬	秘書監	太子詹事	礼部尚書	膳部郎中	城門郎	司農少卿	涼州都督府長史	(京官五品カ)	太子率更令	司賓卿	摂 卿	礼部郎中	摂鴻臚少卿(京官四品)	(四 品)	摂鴻臚卿(三品)	有司	右粛機	摂同文正卿	司衛少卿	(宝 品)		光禄少卿	鴻臚卿	光禄少卿カ	官職	監
_ _ _ _ _ _ _	虚斉卿	崔□用	那王邕		幸温			趙履温	元仁儼	-	賀蘭琬		柳行満						皇甫公義		楊知正	 	<u></u>	股令名	 	股令名	氏名	使
上 监護	監護葬事	監護				監護喪事	監護喪葬	監護葬事	監護	監護葬事	監護喪事	監監	護護	監護	監護	副	監護	監護	副	監護大使	監護儀仗	監護	為其検校	副使	監護	副	货	
英華 八九九	英華 九二五				文物 五九一八		_	旧唐書 一八九		全唐文 九九二	1-	英華 九七一	文物七七一一〇	英華 八八三	墓誌 一九七		考古 七七一五	英華 九一二		全唐文 二三九	全唐文 九九二	文物 七二一七	全唐文 九九一		英華 九二一		J H	

15																														
七二二 1 1 1 1 1 1 1 1 1	68	67	66	65	64)	63	62	(1)	60	59		68		67)	66	65)	64)	63	62		5 1	60		49	48	17		46	15	(14)
企二品 店		25 · 11	23 · 11	22 • 6	· 3	21 · 正	20 カ	17 • 5		. 8		14 • 7			12 • 8			9 · 10	8 正		7 • 4	6 . 3		5 10	3 10	. 6		開元2・5	延和元・7	景雲元·11
唐 珀 (官四品)	七四〇	七三七	七三五	七三四	"	七三三	七三二	七二九	七二七	"		七二六		七二五	七二四	七三三	七三二	七二二	七二〇	•	七二九	七一八		七一七	七二五	"		七一四	七二二	七10
上 上	従二品	従一品			正言品	従三品		従二品	正三品カ	從三品		正品				従三品カ	従三品カ	<u></u> 三品	従三品		従一品	従三品		正言品	従三品	従二品			正品	三品
(京兆尹) (二人)		宋璟	三蔵法師	代国公主	裴光庭	資希球	金仙公主	徐堅	王君奐	章抗		和麗妃		鄎国公主	涼国公主		王仁孝	郭知運	褚无量		王仁皎	馬懷素		資希城	姚懿	張仁愿		高安公主		
現監監監 2 2 2 2 2 2 2 2 2	中使	河南少尹	鴻臚丞		摂鴻臚寺卿(左庶子)	京兆少尹		鴻臚少卿	京兆尹		河南令	河南尹	京兆尹	光禄卿	京兆尹	長安令	萬年令	都水使者	京兆尹	京兆少尹	摂大鴻臚(尚書)	(京官六品)	河南少尹	将作大匠	(三品官)	(五品官)	司農少卿	摂大鴻臚(京兆尹)	(官四品)	一大鴻臚
聚 使 聚 聚 整					李	田賓庭	裴允	元復					馮延休	孟温礼			章 令	張景洪			劉知柔	<u></u> 二	~ 案守一	章湊			李彦	張暐		
	視其喪事	監護使	監護喪事	監護	監護喪事	監護	備監護之儀	監護葬事	護喪	護葬	副	監護	副	監護喪葬	護喪	護事	監護	護葬	護喪事	介	監護	検校	副	監護	監護	監護使		護喪	監護	監護
	旧唐書	全唐文	全唐文	全唐文	全唐文	英華		英華	英華	英華		全唐文		英華	英華	英華	英華	英華	英華		英華	全唐文		英華	補正	旧唐書		英華	英華	英華
	九八	三四三	五三八	二七九	二九一	九〇二		八九三	九〇七	八九六				九三三	九三三	八九一	九 三	九〇七	八九六					九〇一	五〇	九三		九三三	八八四	八八三

91)	99	89	88	87	86	85	84)	83	82	81)	80	79	78	7	76	75	74		73		72	71		70	69		/
12	11 8	10 6	9 . 8	貞元3・7	. 2	與元元・正	12 12	12		10 4	9 · 10	大歴 4·11	永泰元・4	7	2	広徳元・9	2 . 4		. 8		上完元・正	乾元2・7		天宝11・5	29 • 11		手 • 引
七九六	七九五	七九四	七九三	七八七	"	七八四	七七七	"		七七五	七七四	七六九	七六五	"	七六四	七六三	七六一		"		七六〇	七五九		七五二	七四一		5
一 従七品上カ	従二品	正 品カ	従 品	従二品カ	正四品下カ		従三品	従一品	<u></u> - - - - - - - - - -	三 品	従一品	従一品	正一品力	従一品		従一品	従一品								従一品	官品品	辈
柳數	馬燧	李包真	李晟	張延賞	王定	皇甫?	張光祚	郷王・邈	裴遊慶	跸	信王·瑝	裴	苗晋卿	李光弼	和政公主	李懷	王思礼		興王・侶		靖徳太子	楚金禅師		慶王・珙	寧王・窓	氏名	去者
殿中監	京兆尹	中費	京兆尹		有司	兵部郎中		京兆尹	□□典客	中使	京兆尹	京兆尹	京兆少尹	京兆尹	京兆尹	京兆尹	鴻臚卿	京兆少尹	京兆尹	少府監	右僕射		京兆尹	太子少師	左僕射	官	監
																										職	護
李輔忠	幹阜		李充			皇甫政実	良牧				~~		二員	第五琦				陶鋭		寶履信	裴晃	- 朱光暉	裴士淹	章紹	裴耀卿	氏名	使
監備凶礼	護喪	識喪	監護喪事	□護喪事	護葬	営護喪事	護喪事	監護喪事	護喪	監護	監護喪事	護喪事	護喪事	監護喪事	監護喪事	監護	監護喪事	副	監護使	副	監護	監護	副	監護使	監護使	備	
——— 英 華		英華	旧唐書	全唐文	英華	全唐文	文物パ	英編	萃 編	英華	英華	英華	旧唐書	旧唐書	全唐文	英華	旧唐書		詔令集		詔令集	幸編		詔令集	旧唐書	Н	1
九七〇	九七四	九三七		五二六	八九四	五三	$\frac{1}{1}$	八三九	8	七七五	九三五	八八五	一 三 三	<u>-</u>	三四四	九五一	<u>-</u>		Ξ		二六			Ξ	九五	典	ŕ

五、出典の略号・テクストは以下の如し。四、史料上監護使の貫敬のお記して氏名を記さね場合はその貫敬を括弧を附して記す。四、史料上監護使の貫敬のみ記して氏名を記さね場合はその貫敬を括弧を附して記す。また官職名に非ざるものは括弧を附す。三、監護使の官職は原則として史料の記載に従うが、若干改めたものも存する。また官職名に非ざるものは括弧を附す。 七六 二、官品は散官による。不明の場合は職事官より推定。 出典欄には主たる書名一点を掲げるにとどめる。出典略号の数字は巻数・史料番号または頁数を示す。 墓。誌……饒宗頤『唐宋墓誌・遠東学院蔵拓上稿 正……『八瓊室金石補正』・同右続 編……『金石菘編』・同右萃 編……『金石菘編』・高文印書館印行「石記令集……『唐大詔令集』・商務印書館排印本詔令集……『唐大詔令集』・商務印書館排印本 年月は原則として薨去時によるが、改葬・合葬時も含む。 隋唐墓……中国科学院考古研究所『西安郊区隋唐墓』(一九六六年)墓 誌……饒宗頤『唐宋墓誌・遠東学院蔵拓片図録』(一九八一年) 全唐文……『欽定全唐文』・経緯智局影印本英 華……『文苑英華』・中華哲局影印本英 華……『文苑英華』・中華哲局影印本 考古、文物……『考古』、『文物』(雜誌) 新唐醬……『新唐書』・同右 旧唐書……『旧唐書』・同右 林……西川寧『西安碑林』(昭和四一年) 書……『隋書』・中華書局排印標点本 編……『金石萃編』·芸文印書館印行「石刻史料叢書 但し、 (甲編)」本 雑誌の場合例えば「七八一三」は一九七八年第三期を示す。

00	99 @	97	96	95	94)	93	92
年時不明	咸通12 4 正 11	開成4・3	長慶 ₂ ·12	· 閏 12	6 . 2	元和 5·11	15 12
	八八四一四	八三九	八三三	"	八一一	八10	一七九九
		正品	従一品		従一品カ		一 従一品
胡空大師	衛国公主	裴	韓公	皇太子寧	張茂昭	会王·纁	運 瑊
供奉	京兆尹	京兆尹	京兆尹	知内侍省事	京兆尹	京兆尹	京兆尹
	群 能	鄭復		彭献忠		王播	
監護葬儀	外監護喪	100	監護	監護使	監護	監視葬事	一監護
苯 編	旧続審	旧唐書	全唐文	- 英 華	旧唐書	碑林	
五三	一一九一	1七0	五六二	九三二	四	二六〇	

料と照合しつつ整理して掲げたのが第1表である。固より不完全の譏りは免れないが、少くともこれによってその大勢を 明かに監護使の差遣を示すと判断される諸例をも含めて広く正史・金石文等に監護使の実例を捃摭し、それらを自余の史 何という観点から第1表所見の要を述べることとしたい。 論ずることは許されよう。 以下復原・未復原 (推定)の隋唐令監喪規定を一括して隋唐監喪規定と称し、 猶、 一次史料を含めた諸史料に散見する監護使が本規定の適用 本規定の遵守如

実例であることは疑いを容れない。

使が正しく隋唐監喪規定に基づいて差遣されたものであることを示しているのであるが、 碑などの中で大略三品以上に限って監護使のことが記されていることはこれらが後世の編纂史料でないだけに、 らには三品以上の如き監護使差遣の記述が殆ど見られないのである。そして、近年出土のものを含めて当時 文集という性格上、四品以下の官人の墓誌・神道碑等も各々一個の対等な作品として数多収載しているにも拘らず、 官品によるとしても大略正従一階乃至一品の相違を来すにとどまるのであって、いずれにしても若千の例外はあるにせよ、 は勢い高齢の致仕者が多いという事情を考慮して敢て散官の官品のみを記して煩を避けたが、 実はこの場合の官品が散官のそれを謂うのか、将又職事官のそれを指すのかは判然としない。 点において隋唐監喪規定はよく遵守されていると看做しうるのである。 の皇子女も尠からず見えているが、これが何ら怪しむに足らぬことは後述する 般に隋唐監喪規定からの甚しい逸脱は認められない。 に薨去者の官品について。ところで、 随唐監喪規定によれば二品以上或は三品以上が監喪対象者となるのであるが さらに念の為に附言すれば、『文苑英華』・『欽定全唐文』 猶 売去者には「大臣」のみならず王・公主など (第四章)。 さしあたり薨去者の官品とい 仮に前官を含めた職事官の 本表においては、 の墓誌 この監護 薨去者に 等は詩 それ

る監護使がむしろ一般であったかの如く看做されよう。 して鴻臚寺官人が監護使を担当したであろうか。 第二に監護使の官職について。 隋唐監喪規定によれば鴻臚寺官人(卿・少卿 かかる観点から第1表を概観すると、 しかし乍ら、 かような概観をもって直ちに ※ が監護喪事を担当するが、 隋代を除いては非鴻臚寺官 **|監護使担当者の官**

尤も、

か

2かる諸他の官人による監護使担当について

であることである。

れば、 <u> 嘘卿</u>」とは何らかの事情によって他司の官人が臨時に鴻臚寺の職務を代行したことを示すものであり、 大鴻臚」・「摂同文正卿」・「摂鴻矑少卿」)による監護使担当例の存在が極めて重要な意味を有するからである。この「摂鴻・ 職に関する限り隋唐監喪規定は隋代を除き概ね遵守されなかった』と評するのは早計に過ぎるといわねばならぬ。 仔細に検討してゆくと唐代においても僅少乍ら鴻臚寺官人による監護使が存することと併せて、 第1表には便宜上 「摂鴻臚卿」 何とな

⑪仍今←工部尚書閻立徳摂…鴻臚卿」監護!

「摂鴻臚卿」の如く記しておいたが、現に史料上には例えば左の如く見えているのである。

②仍今上京官四品五品内一人摄」鴻臚卿,監護

ことにも留意せねばなるまい。 に任命されたことが知られるのである。また、 即ち、⑪では工部尚書閻立徳が、 また②では京官四品或は五品の中から一名が、 監護使任命に際してのかような摂官は「摂鴻臚卿」以外には全く存しない 各々鴻臚卿の職務を代行する形で監護使

てはならぬのである。 を代行せしめたのであり、 ぜられる便法に外ならね。 よって担当されねばならぬとする原則の厳存を確認しうるのである。 に鴻臚寺官人を監護使とすることもあったが、何らかの事情によってそれが叶わぬ場合は諸他の官人を以て鴻臚寺の職 さすれば、 吾人はこの「摂鴻臚卿」の所在によって、 即ち、 それ故、これもまた一時的乍らあくまで鴻臚寺官人としての監護使担当であったことを見落し 唐代においても監護使は鴻臚寺官人が担当するのが原則であり、 **隋代のみならず唐代においても監護使はあくまでも鴻臚寺官人に** 「摂鴻臚卿」 とはかかる原則を前提として始めて講 その原則に従って実際

かし乍ら、 ここにおいて注意を致さねばならないのは監護使任命を伝える史料の大半が墓誌・神道碑・正史列伝などの類 即ち、 それらは本来生前の官歴・行状などを中心に故人についての讀辞的叙述を行うことを旨とする 「摂鴻臚卿」

の如く明記する史料は全体の中では少数に属する。

省略して毫も支障なく、 おいて薨去者を監護使担当者によって鴻臚寺官人・「摂鴻臚卿」・上記の明示なき諸他官人の如く三群に分類したとしても、 **臚卿**」として監護使の任にあたったことを倖にして省略を免れた史料によって推認せねばならない。 様性に幻惑されてはならないのであり、彼らはたとい鴻臚寺官人に非ずとも臨時にやはり鴻臚寺官人として、 か 務の代行である旨まで敢て記される必要はない。剰え、 護使任命の事実すら記されぬ場合も恐らくは尠くないのであり、また記されたとしても贅言を費さぬのがむしろ一般であ れて然るべきであろう。 たとせねばなるまい。 °のであり、その故人の葬儀において監護使が如何に任命されたかの如きはその主旨と直接関係ないのである。 実際第1表を見てもかような例は多いのである。 <u> 監護使任命の事実が簡潔に記されれば充分なのであって、監護使が誰人であるかということすら</u> 而して、 叙上の史料的性格に注意を致すならば、 当時かかる職務代行が一般であり常識であったとすれば尚更に省 況や、 吾人は史料上に顕われたる監護使担当者 その監護使が諸他の官人による鴻臚寺職 また、 事実第1表に 即ち「摂鴻 抑 の多

を及ぼしたかとも考えられぬではないが、この新傾向について論及する余裕はない。それ故、 な時期にあっても自余の官人による監護使担当例の存することと龜の事例とによって明かな如く、 都とその周辺に位置することと恐らくは密接な関連を有するものと思われ、またかかる任命の傾向がわが国にも或は影響 司官人に命じていたものを都城管掌官司官人に収斂せしめたものと理解すべきであろう。 人による監護使もまたやはり鴻臚寺(卿)職務の代行であったことを確認するにとどめたい。 附言すれば、 (尹・少尹―令) 八世紀初頭以降は一般に京兆府―長安・萬年両県と河南府―河南県の如き東西両都をその管轄下に が監護使の任に就く傾向が窺われるが、これは鴻臚寺 (卿)職務の代行をそれまで不特定官 薨去者の居地及び葬地が多く両 ここではかかる傾向の顕 這般の都城管掌官司官

その間

[に際立った相異は何ら認められないのである]

が、

いうまでもなくかかる原則の法源は隋唐監喪規定そのものに外ならない。

隋唐代を通じて監護使はあくまで鴻臚寺官人によって担当されねばならぬとする原則が看取されたのである。 の

即ち、

監護使の官職という点においても本

(826)

規定は如上の限りで緩漫乍ら一応遵守されたと看做しうるのである。

外戚が多いのである。また、監議使の姓名について記されていない場合もその員数についてだけは「一人」と明記されて低 数という点においてもまた遵守されていると看做して差支えない。 唐監喪規定における監護使(鴻臚寺官人)が一名であることとよく合致しているのである。従って、本規定は監護使の員 限り特例的に補佐一名の増員もあったと考えるべきであろう。現に複数名の監護使が任じられた薨去者には王・公主及び されていることからすれば、逆に監護使は本来一名を原則とし、薨去者の地位によって大規模な葬儀の予定される場合に いることも先の原則の所在を示唆している。而して、かく監護使の員数が通常原則的に一名であったことはやはり先の隋 も邸の四名を除いて全て二名であり、さらにその殆どの事例において後一名に史料上「副 (使)」・「介」 などと附記が施 第三に監護使の員数についてであるが、知られる限り隋唐代を通じて大半は一名であることに注目したい。 複数 の場合

唐永徽令に開元七年令と大略同様の監喪規定が存したことは明かであろう。 ていると評してよい。即ち、随唐における監護使は監喪規定に準じて大略散官三品以上の薨去者を対象に本官または摂官 及びその員数のいずれについても先の隋唐監喪規定は、厳密な意味においてはともかく、大勢としては緩漫乍ら遵守され の鴻臚寺官人一名によって担当されるのが一般であったのである。猶、叙上の実態所見によっても、 以上、第1表によって知られる隋唐監護使の実態に若干の検討を加えて来たのであるが、薨去者の官品 わが国が母法とした ・監護使の官職

における所見を念頭におきつつ章を更めてこの点を検討することとしたい。 されば、 かかる監喪規定を直模直訳的に継受し大略同様の規定を有するわが国の監喪使の実態は如何であろうか。 隋 唐

1 仁井田陞『唐令拾遺』(昭和八年)八一二頁

2 瀧川政次郎『律令の研究』(昭和六年)一四二頁

3 仁井田陞『唐令拾遺』(前掲)八一三頁

(4) 夙に内藤乾吉

「近江令の法官・理官について」

(同『中国法制史考

> 的には鴻臚寺の職掌をも継承したのである。同様の一例として雑令造 礼部に範をとったのであるが、 が重ねて確認された如くわが理官・治部省は基本的には唐尚書省 かかる令文の治定から明かな如く結果 13

証』所収、昭和三八年)が指摘し、近年熊谷公男「治部省の成立」

- **監が起用されていることからすれば抑も諸他の事例と同日に扱うこと** たことは例外中の例外とすべきであるが、その監護使に上司たる殿中 は従七品上かと推測され、かくの如き卑官に対して監護使が差遣され また⑩の柳鎮 婿となっていたことによる例外的な優遇措置と看做すべきであろう。 孫裴巽が中宗二女宜城公主を尚主(『唐会要』巻六公主)して皇帝の女 人京兆韋氏との合葬に際してとられた措置であったが、これは当時嫡 三年の監護使差遺は同じく既に乾封二年(六六七)に死去している去 かと推測される。彼は既に永徽元年(六五〇)に死去しており、景龍 に疑問の余地もないではない。 第1表⑫の裴希惇は斉州長史を極官とした故、その散官は従五品上 (柳宗元の父)は殿中侍御史を極官とした故、その散官
- と同官である。 旧に復した(『通典』)。従って第1表®に見える「司賓卿」は鴻臚卿 鴻臚寺は光宅元年(六八四)に司賓寺と改称され神龍元年(七〇五)
- 腰々用いられる。 鴻臚寺は龍朔二年(六六二)に同文寺と改称され咸享元年(六七〇) 大鴻臚は鴻臚寺・鴻臚卿の古称であり(『通典』)随唐代においても
- 礼し、 もし両官に支障あらば宰相がその官を 「摂」 するとされてい 故事によれば三公冊拝においては中書令が冊書を宣読し門下侍中が奉 旧に復した(『通典』)。 に及びかねて李晟とは不和の間柄にあった宰相(同中書門下平章事 た。ところが貞元三年(七八九)李晟を三公の一たる太尉に冊拝する 摂官については左の如き逸話が参考になるであろう。即ち、唐代の

- いたからであり、従って中鸖令による冊書宣読が事実上不可能であっ 抑もかかる摂官がなされたのは外ならぬ李晟が既に中書令を兼官して 摂官せしめ世の批難を受けたという(『旧唐書』張延賞伝)。而して、 張延賞はその礼を軽辱せんとして宰相ならぬ兵部尚書をして中書令を 14
- 九三三・『新唐書』巻八三)。 めに京兆尹張暐が鴻臚卿を摂官したものと想定される(『文苑英華』巻
- ける鴻臚寺と監護使との密接な関係を示唆しているといえよう。 **臚少卿」が監護使を担当したと記されている事実は少くとも隋代にお** 鄭の年号)が、かく官制の具備すら疑わしい「国家」においても「鴻 として滅亡させられる鄭(『随書』巻八五)の事例である(「開明」は 第1表⑪は隋末の権臣王充が皇帝を僣号して唐初に建国するも卒爾
- それが省かれているのである。 く『旧唐書』李晟伝には監護使任命のことが明記されているのに対し、 いるにも拘らず正史列伝にそれを缺く例は枚挙に遑なき程であるが、 その逆の例も存する。即ち、第1表®の場合がそれであり、表示の如 『金石萃編』巻一〇八及び『欽定全唐文』巻五三八所収の神道碑には 同人物について、その墓誌・神道碑に監護使任命の事実が記されて
- 第三章註⑥に若干ふれる所がある。
- 疑われる。何となれば、開皇三年(五八三)より同十一年(五九一) において「鴻臚」による監護が行われたと記されていても実際には による監護使と考えねばならない。就中、③の事例はたとい『隋書』 からである。 に至るまでの間鴻臚寺は廃省されて太常寺に吸収されている(『通典』) 「摂鴻臚」によるものも存したのではないかという疑いを抱せるので 実は隋代においても摂官による監護が壓々行われたのではないかと 従って、その間の事例たる第1表①②及び③は全て摂官

(明) 第1表⑩に見える密希璩の父寰孝諶は女を寄宗皇后の父であり、やはり玄宗はその故を以て仁皎を厚遇したこは玄宗皇后の父であり、希璩らも別氏たるを以て玄宗より甚しく優領されたという(『旧唐書』巻一八三)。また、同じく⑩に見える王仁皎されたという(『旧唐書』巻一八三)。また、同じく⑩に見える密希璩の父寰孝諶は女を寄宗皇后とすることによ

⑩ 殊に第1表⑩の「摂鴻膇少卿」が注目される。唐においては永徽令

能性が高い。

で、随唐監喪規定にいう官品とは第1表の如く散官のそれであった可去者泉男生の職事官は右衛大将軍であり、その官品は正三品であるの上、近の「抵鴻臚少卿」の所在によって、少くとも餞鳳四年当時の現行法この「抵鴻臚少卿」の所在によって、少くとも餞鳳四年当時の現行法においては先の開元七年令文と同様に官品二品の死去者に対して鴻臚においては先の開元と年令文と同様に官品二品の死去者に対して鴻臚においては、過行以後儀鳳四年に至るまでに二度乃至三度の制定が行われているが、通行以後儀鳳四年に至るまでに二度乃至三度の制定が行われているが、

第二章 監喪使差遣例の検討

月発酉条を初見とし、『三代実録』貞観六年(八六四)八月丁巳条を最後とする。 ネが正史(『公卿補任』の一例を含む)に散見する監喪使差遣記事は本稿冒頭に引いた『続日本紀』文武三年(六九八)七 その間、 監喪使についてその姓名・位階

官職等を明記する記事は三六例を計えるが、その外に例えば『続日本紀』慶雲二年(七〇五) 五月丙戌条の如く

三品忍壁親王薨、遣言使監言護喪事、(下略)

とのみ記して監喪使についての具体的記載を缺くものも十一例存する。 また、左掲の『文徳実録』嘉祥三年(八五〇) 四

月己酉条に

大宰帥三品嶌井親王薨、(中略)朝廷因,循旧典、遣,監喪使等、(下略

と見える「監喪使」は本稿所称の監喪使を指すものとみて誤たない。それ故、

かの十一例及びこの「監喪使」一例も併せ

監喪規定の適用実例と看做しうるか否かを検討課題とするものである故、以下には本規定との関係如何という観点から所 て計四八例を整理して第2表に収めることとする。ところで既述の如く本稿は抑も正史に散見する監喪使差遣記事をわが

見の要を述べることとしたい。

先ず第一に指摘しておかねばならないのは、監喪使差遣に及んだ薨去者が若干の例外を除いて全て親王・内親王・大臣

	16		15		14)	13	12	11)	10	9	8		7		6		(5)	4		3	2		1	_	
	宝亀2・2	,	宝字元・正		16 閏 正	9 . 7	. 11	7 • 9	天平5・正	. 10	5 . 3		神亀元・7		2 . 8		霊亀元・7	慶雲2・5		. 7	大宝元・正		文武3・7	年 · 月	'
	七七一		七五七		七四四	七三七	"	七三五	七三三	"	七二八		七二四		七一六		七五五	七〇五		"	七〇1		六九九	卫	- 1
	正位		正位			正位	品品	品品	正三品		二品品		正三位		二品品		品品	三品品		正二位	正広参		浄広弐	位階	湖沿
	左大臣		前右大臣			左大臣			内命婦	僧正			夫人				知太政官事			左大臣	大納言			官職	去
	藤原永手		橋諸兄		安積親王	藤原武智麻呂	舎人親王	新田部親王	県犬養三千代	義淵	田形内親王		石川大遊比売		志貴親王		穂積親王	忍壁親王		多治比嶋	大伴御行		弓削皇子	氏名	者
一 従四位下	正四位下	従五位下	従四位上	従四位下	従四位下	従四位下	逆 三位	従四位下	従四位下		正四位下	正四位下	逆三位	正五位下	従四位下	従五位上	従四位上		従五位下	従五位下	直広肆	直広参	浄広肆	 位 階	
右中弁	民部大輔	越中守		右大弁	刑部卿		大参 蔵 卿譲	(衛門督)	衛門督	治部官人	(左大弁)	(大宰大弐)	参議						治部少輔	右少弁				官職	喪
大伴伯麻呂	田中多太麻呂	石川豊人	紀飯麻呂	紀飯麻呂	大市王	中臣名代	鈴鹿王	高安王	高安王		石川石足	石川石足	阿倍広庭	県犬養筑紫	六人部王	小野馬蓬	石上豊庭		大宅金弓	波多広足	榎井倭麻呂	路大人	大石王	氏名	使
						等	等				等										等				ii
																		*						Ħ	Ť
	続紀		続紀		続紀	続紀	統紀	続紀	統紀	続紀	統紀		統紀		統紀		統紀	続紀		続紀	続紀		続紀	出步	

| 32 | 31) | 30 | 29 | 28)
 | | 27 | | 26
 | 25) | 24) | | 23
 | |
 | 22 | |
 | 21) | | 20 | 19 | | 18 | | 17) |
|------|-------------------------------|---|--
--
---	--	--	---
--
--|---
--
--|----------------|--|---
--|--|---|---|-----------------------|---|--|
| . 12 | 9
·
11 | • 4 | 8 . 2 | 6 . 6
 | | 10 | | 弘仁3・8
 | 大同4・5 | 15
•
7 | | 7
•
5
 | |
 | 延暦
3
· | |
 | . 12 | | 天応元・2 | 9 . 5 | | 4
10 | | 3 . 7 |
| | 八一八 | | 八一七 | 八二五
 | | ″ | | 八二二
 | 八〇九 | 七九六 | | 七八八
 | | _
 | 七八四 | | | | | | | |
 | ″ | | 七八一 | 七七八 | | 七七三 | | 七七二 |
| | | | |
 | | | | 无品品
 | 三品品 | 正位 | | 從
三
位
 | |
 | 従三位 | | | | | | | |
 | 三品品 | | 三品品 | 三品品 | | 二品品 | | 四品 |
| 右大臣 | 治部卿 | | |
 | | 右大臣 | |
 | , | 右大臣 | | ———
夫
人
 | |
 | 尚蔵兼尚侍 | |
 | | | | | | | | |
| 藤原園人 | 坂本親王 | 朝原内親王 | 甘南備内親王 | 業子内親王
 | | 藤原内麻呂 | | 布勢内親王
 | 高志内親王 | 藤原継繩 | | 藤原旅子
 | |
 | 阿倍古美奈 | | | | | | | |
 | | - | 能登内親王 | 坂合部内親王 | | 難波内親王 | | 衣縫内親王 |
| | | | |
 | 従四位下 | 逆
三
位 | 従五位下 | 一従五位下
 | | | 正四位下 | <u></u>
<u></u>
<u></u>
 | 外従五位下 | 従五位上
 | 從三位 | 従四位下 | 一 従四位下
 | 従四位上 | 従四位下 | 正四位下 | 従四位下 | 正四位下 | 従四位下 | 正五位上 | 一 従四位下 |
| | | | |
 | 右京大夫 | 兵参
部
卿議 | | 玄蕃頭
 | | 参議 | 治参部職 | 中務門兼
 | 散位 | 散位
 | 皇后宮大夫 | 刑部卿 | 陸與守
 | (縫殿頭) | 刑部卿 | 右大弁 | | 左大弁 | 上総守 | (伯考守) | 上総守 |
| - | | | |
 | 藤原貞嗣 | 藤原繩主 | 文室末嗣 | 弟村王
 | | 継兄 | 壱志濃王 | 藤原小黒麻呂
 | 松井浄山 | 当麻永継
 | 佐伯今毛人 | 石川垣守 | 紀古佐美
 | 壱志濃王 | 石川豊人 | 大伴家持 | 壱志濃王 | 佐伯今毛人 | 桑原王 | 奈关王 | 桑原王 |
| | | _ | | -
 | | | |
 | | 等四人 | |
 | |
 | | |
 | | | - Table | 等 | | | | mm.en.en. |
| * 後紀 | * 紀略 | * 紀略 | * 紀略 | * 後紀
 | | 後紀 | : | 後紀
 | | 補任 | | 統紀
 | |
 | 統紀 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
 | 続紀 | | 続紀 | 続紀 | | 続紀 | | 続紀 |
| | · 12 従二位 右大臣 藤原園人 | • 12 従二位 右大臣 藤原園人 * 9 • 11 八一八 四 品 治部卿 坂本親王 | · 12 6 6 6 6 7 7 7 7 7 7 7 8 8 1 | 12 11 八一八 四品 治部卿 坂本親王 * * H () 1 2 1 <td>八一大 在大臣 藤原園人 * 八一大 无品 甘南備内親王 * 八一大 无品 甘南備内親王 * 八一大 无品 * * 八一大 元 * * 八一</td> <td>12 11 八一大 在大臣 藤原園人 在四位下 本京大夫 藤原園局 9 11 八一大 二品 計算備内親王 本 9 11 八一大 二品 計算備内親王 本 2 八一大 二品 計算備内親王 本 2 本 本 本 3 本 本 4 本 本 4 本 本 5 本 本 6 本 本 6 本 本 6 本 本 6 本 本 6 本 本 7 本 本 8 本 本 8 本 本 8 本 本 9 本 本 10 本 本 10 本 本 10 本 本 11 本 本 12 本 本 13 本 本 14 本 本 15 本 本 15 本 本 16 本 本 17 本</td> <td>9 12 11 八一五 2 公一五 2</td> <td>9 10 " 從三位 右大臣 藤原内麻呂 從三位 左五位下 本 9 1 八一九 二品 計算備内親王 從三位 於三位 本 12 11 八一九 四品 治部卿 次本親王 從三位 本 第 12 八一九 四品 治部卿 次本親王 從三位 本 第 12 <</td> <td>3.12 11 八二 天品 本 4 10 " 從三位 右大臣 藤原内麻呂 從三位 女童末嗣 8 · 2 八二 无品 計部卿 坂本親王 從三位 女童末嗣 8 · 2 八二 无品 計部卿 校五位下 女童報 東原國副 8 · 2 八二 无品 計部卿 坂本親王 校四位下 右京大夫 藤原貞嗣 8 · 2 八二 元品 計部卿 坂本親王 株田位下 本書頭 幕村王</td> <td>大同4・5 八〇九 三品 小 高志内親王 從五位下 玄蓋頭 弟村王 弘仁3・8 八二 无品 小二 石大臣 藤原内麻呂 從五位下 玄蓋頭 弟村王 8・2 八七 无品 治部卿 坂本親王 從五位下 玄蓋頭 弟村王 ※ 8・2 八七 无品 治部卿 坂本親王 從四位下 右京大夫 藤原貞嗣 ※ 8・2 八二 元品 治部卿 坂本親王 從四位下 玄蓋頭 弟村王 ※ ** * * * * * ** * * * * ** * * *</td> <td>15 7 七九六 正二位 右大臣 藤原図人 公元 本語 本語 本語 本語 本語 12 11 八二 七九六 正二位 右大臣 藤原内麻呂 從五位下 女蓋頭 弟村王 本部 9 1 4 八二 无品 一九六 在大臣 藤原内麻呂 從五位下 女蓋頭 弟村王 本部 9 1 4 八二 无品 計部卿 坂本親王 從五位下 女蓋頭 弟村王 本部 9 1 4 八二 元品 計部卿 坂本親王 從五位下 女蓋頭 弟村王 本部 第 7 2 八二 元品 計部卿 坂本親王 松田位下 右京大夫 藤原真嗣 本部 第 7 2 八二 八二 石大臣 藤原内親王 従四位下 右京大夫 藤原真嗣 本部 東京副 本 本 本 本 本 本 東京副 本 本 本 本 本 東京副 本 本 本 本 本 東京副 本 本 本 本 東京副 本 本 本 本 東京副 本 本 本 東京副 本 本 本 東京副 本 本 本 東京副 本</td> <td>112 11 八八 正三位 右大臣 藤原啟縄 正四位下 参議 機足 等四人 12 11 八八 正三位 右大臣 藤原內麻呂 從五位下 参議 機兄 等四人 12 11 八八 正二位 右大臣 藤原內麻呂 從五位下 李議 兼村王 12 11 八八 四品 治部卿 校五位下 李議 東京嗣 12 11 八八 四品 治部卿 校五位下 李議 東京副 12 11 八八 四品 治部卿 校五位下 李議 文室末嗣 第四人 本 本 本 本 本 12 11 八八 四品 治部卿 正四位下 本 13 21 本 本 本 本 14 12 12 本 本 本 本 15 12 13 本 本 本 本 15 13 14 本 本 本 本 本 本 16 14 15 本<td>9 · 12 · 11 · 7 · 5 七八八 從三位 夫人 藤原成子 正三位 中納育兼 藤原小黒麻呂 9 · 12 · 11 · 7 · 7 · 12 · 11 · 12 · 11 · 13 · 12 · 13 · 13</td><td>112 11 八八八 在三位 夫人 藤原麻然子 正三位 中納高業 藤原小黒麻呂 9・4 八八八 四品 石大臣 藤原麻紅縄 正四位下 参議 離原小黒麻呂 9・4 八八工 无品 一方臣 藤原麻紅縄 正四位下 参議 離原小黒麻呂 9・4 八八工 无品 一方臣 藤原麻紅縄 近五位下 参議 本紀 9・4 八一工 无品 一方臣 藤原麻紅縄 近五位下 参議 本組兄 等四人 第子内親王 松田位下 右大臣 藤原剛龍 文室末嗣 本 本 本 第日 八一八 四品 治部卿 坂本親王 本 本 本 第日 本 本 本 本 本 本 本 本 第日 本<td>9 · 4 2 八八八 從三位 夫人 藤原麻紅 正三位 內人五 本 9 · 4 12 11 4 2 八八五 在三位 大同人工 在三位 大同人工 大同人工 工工位 大口工 大口工</td><td> Manual Results</td><td>12 11 4 10 七八四 從三位 尚蔵兼尚侍 阿倍古美奈 從三位 一大同4・5 十八八 從三位 大同4・5 10 七八八 從三位 夫人 藤原旅子 從五位上 飲 位 上大月本 上八八 從三位 大月本 上二位 大月本 八八八 近上 大月本 八八八 近上 大月本 大月本本 大月本 大月本<td>9 . 12 11 4 2 6 10 8 8 6 . 10 8 8 8 6 . 10 8 8 8 6 . 10 8 8 8 8 6 . 10 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8</td><td>- 12 - 12</td><td>- 12 · 10 · 12 - 2 · 10</td><td>天応元・2 七八一 三品 能登内親王 正四位下 右大弁 大件家持 延暦3・10 12 11 4 2 6 10 8 5 7 5 10 10 8 6 10 8 6 10 8 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 10 2 2 10 2 2 10</td><td>文记之 七七八 三品 能经内貌王 從四位下 老志後王 等等 大同4 10 12 " 三品 能经内貌王 從四位下 本大戶 本大戶</td><td>99.12 11 14 2 6 6 100</td><td>東京応元・2 七七八 二品 2 2 4</td><td>99.4 4.0 七七二 二品 一工公立 2 4.0 10 七七二 二品 一工公立 10 七七二 二品 一工公立 10 七七八 三品 10 七七八 三品 112 七七八 二品 112</td></td></td></td> | 八一大 在大臣 藤原園人 * 八一大 无品 甘南備内親王 * 八一大 无品 甘南備内親王 * 八一大 无品 * * 八一大 元 * * 八一 | 12 11 八一大 在大臣 藤原園人 在四位下 本京大夫 藤原園局 9 11 八一大 二品 計算備内親王 本 9 11 八一大 二品 計算備内親王 本 2 八一大 二品 計算備内親王 本 2 本 本 本 3 本 本 4 本 本 4 本 本 5 本 本 6 本 本 6 本 本 6 本 本 6 本 本 6 本 本 7 本 本 8 本 本 8 本 本 8 本 本 9 本 本 10 本 本 10 本 本 10 本 本 11 本 本 12 本 本 13 本 本 14 本 本 15 本 本 15 本 本 16 本 本 17 本 | 9 12 11 八一五 2 公一五 2 | 9 10 " 從三位 右大臣 藤原内麻呂 從三位 左五位下 本 9 1 八一九 二品 計算備内親王 從三位 於三位 本 12 11 八一九 四品 治部卿 次本親王 從三位 本 第 12 八一九 四品 治部卿 次本親王 從三位 本 第 12 < | 3.12 11 八二 天品 本 4 10 " 從三位 右大臣 藤原内麻呂 從三位 女童末嗣 8 · 2 八二 无品 計部卿 坂本親王 從三位 女童末嗣 8 · 2 八二 无品 計部卿 校五位下 女童報 東原國副 8 · 2 八二 无品 計部卿 坂本親王 校四位下 右京大夫 藤原貞嗣 8 · 2 八二 元品 計部卿 坂本親王 株田位下 本書頭 幕村王 | 大同4・5 八〇九 三品 小 高志内親王 從五位下 玄蓋頭 弟村王 弘仁3・8 八二 无品 小二 石大臣 藤原内麻呂 從五位下 玄蓋頭 弟村王 8・2 八七 无品 治部卿 坂本親王 從五位下 玄蓋頭 弟村王 ※ 8・2 八七 无品 治部卿 坂本親王 從四位下 右京大夫 藤原貞嗣 ※ 8・2 八二 元品 治部卿 坂本親王 從四位下 玄蓋頭 弟村王 ※ ** * * * * * ** * * * * ** * * * | 15 7 七九六 正二位 右大臣 藤原図人 公元 本語 本語 本語 本語 本語 12 11 八二 七九六 正二位 右大臣 藤原内麻呂 從五位下 女蓋頭 弟村王 本部 9 1 4 八二 无品 一九六 在大臣 藤原内麻呂 從五位下 女蓋頭 弟村王 本部 9 1 4 八二 无品 計部卿 坂本親王 從五位下 女蓋頭 弟村王 本部 9 1 4 八二 元品 計部卿 坂本親王 從五位下 女蓋頭 弟村王 本部 第 7 2 八二 元品 計部卿 坂本親王 松田位下 右京大夫 藤原真嗣 本部 第 7 2 八二 八二 石大臣 藤原内親王 従四位下 右京大夫 藤原真嗣 本部 東京副 本 本 本 本 本 本 東京副 本 本 本 本 本 東京副 本 本 本 本 本 東京副 本 本 本 本 東京副 本 本 本 本 東京副 本 本 本 東京副 本 本 本 東京副 本 本 本 東京副 本 | 112 11 八八 正三位 右大臣 藤原啟縄 正四位下 参議 機足 等四人 12 11 八八 正三位 右大臣 藤原內麻呂 從五位下 参議 機兄 等四人 12 11 八八 正二位 右大臣 藤原內麻呂 從五位下 李議 兼村王 12 11 八八 四品 治部卿 校五位下 李議 東京嗣 12 11 八八 四品 治部卿 校五位下 李議 東京副 12 11 八八 四品 治部卿 校五位下 李議 文室末嗣 第四人 本 本 本 本 本 12 11 八八 四品 治部卿 正四位下 本 13 21 本 本 本 本 14 12 12 本 本 本 本 15 12 13 本 本 本 本 15 13 14 本 本 本 本 本 本 16 14 15 本 <td>9 · 12 · 11 · 7 · 5 七八八 從三位 夫人 藤原成子 正三位 中納育兼 藤原小黒麻呂 9 · 12 · 11 · 7 · 7 · 12 · 11 · 12 · 11 · 13 · 12 · 13 · 13</td> <td>112 11 八八八 在三位 夫人 藤原麻然子 正三位 中納高業 藤原小黒麻呂 9・4 八八八 四品 石大臣 藤原麻紅縄 正四位下 参議 離原小黒麻呂 9・4 八八工 无品 一方臣 藤原麻紅縄 正四位下 参議 離原小黒麻呂 9・4 八八工 无品 一方臣 藤原麻紅縄 近五位下 参議 本紀 9・4 八一工 无品 一方臣 藤原麻紅縄 近五位下 参議 本組兄 等四人 第子内親王 松田位下 右大臣 藤原剛龍 文室末嗣 本 本 本 第日 八一八 四品 治部卿 坂本親王 本 本 本 第日 本 本 本 本 本 本 本 本 第日 本<td>9 · 4 2 八八八 從三位 夫人 藤原麻紅 正三位 內人五 本 9 · 4 12 11 4 2 八八五 在三位 大同人工 在三位 大同人工 大同人工 工工位 大口工 大口工</td><td> Manual Results</td><td>12 11 4 10 七八四 從三位 尚蔵兼尚侍 阿倍古美奈 從三位 一大同4・5 十八八 從三位 大同4・5 10 七八八 從三位 夫人 藤原旅子 從五位上 飲 位 上大月本 上八八 從三位 大月本 上二位 大月本 八八八 近上 大月本 八八八 近上 大月本 大月本本 大月本 大月本<td>9 . 12 11 4 2 6 10 8 8 6 . 10 8 8 8 6 . 10 8 8 8 6 . 10 8 8 8 8 6 . 10 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8</td><td>- 12 - 12</td><td>- 12 · 10 · 12 - 2 · 10</td><td>天応元・2 七八一 三品 能登内親王 正四位下 右大弁 大件家持 延暦3・10 12 11 4 2 6 10 8 5 7 5 10 10 8 6 10 8 6 10 8 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 10 2 2 10 2 2 10</td><td>文记之 七七八 三品 能经内貌王 從四位下 老志後王 等等 大同4 10 12 " 三品 能经内貌王 從四位下 本大戶 本大戶</td><td>99.12 11 14 2 6 6 100</td><td>東京応元・2 七七八 二品 2 2 4</td><td>99.4 4.0 七七二 二品 一工公立 2 4.0 10 七七二 二品 一工公立 10 七七二 二品 一工公立 10 七七八 三品 10 七七八 三品 112 七七八 二品 112</td></td></td> | 9 · 12 · 11 · 7 · 5 七八八 從三位 夫人 藤原成子 正三位 中納育兼 藤原小黒麻呂 9 · 12 · 11 · 7 · 7 · 12 · 11 · 12 · 11 · 13 · 12 · 13 · 13 | 112 11 八八八 在三位 夫人 藤原麻然子 正三位 中納高業 藤原小黒麻呂 9・4 八八八 四品 石大臣 藤原麻紅縄 正四位下 参議 離原小黒麻呂 9・4 八八工 无品 一方臣 藤原麻紅縄 正四位下 参議 離原小黒麻呂 9・4 八八工 无品 一方臣 藤原麻紅縄 近五位下 参議 本紀 9・4 八一工 无品 一方臣 藤原麻紅縄 近五位下 参議 本組兄 等四人 第子内親王 松田位下 右大臣 藤原剛龍 文室末嗣 本 本 本 第日 八一八 四品 治部卿 坂本親王 本 本 本 第日 本 本 本 本 本 本 本 本 第日 本 <td>9 · 4 2 八八八 從三位 夫人 藤原麻紅 正三位 內人五 本 9 · 4 12 11 4 2 八八五 在三位 大同人工 在三位 大同人工 大同人工 工工位 大口工 大口工</td> <td> Manual Results</td> <td>12 11 4 10 七八四 從三位 尚蔵兼尚侍 阿倍古美奈 從三位 一大同4・5 十八八 從三位 大同4・5 10 七八八 從三位 夫人 藤原旅子 從五位上 飲 位 上大月本 上八八 從三位 大月本 上二位 大月本 八八八 近上 大月本 八八八 近上 大月本 大月本本 大月本 大月本<td>9 . 12 11 4 2 6 10 8 8 6 . 10 8 8 8 6 . 10 8 8 8 6 . 10 8 8 8 8 6 . 10 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8</td><td>- 12 - 12</td><td>- 12 · 10 · 12 - 2 · 10</td><td>天応元・2 七八一 三品 能登内親王 正四位下 右大弁 大件家持 延暦3・10 12 11 4 2 6 10 8 5 7 5 10 10 8 6 10 8 6 10 8 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 10 2 2 10 2 2 10</td><td>文记之 七七八 三品 能经内貌王 從四位下 老志後王 等等 大同4 10 12 " 三品 能经内貌王 從四位下 本大戶 本大戶</td><td>99.12 11 14 2 6 6 100</td><td>東京応元・2 七七八 二品 2 2 4</td><td>99.4 4.0 七七二 二品 一工公立 2 4.0 10 七七二 二品 一工公立 10 七七二 二品 一工公立 10 七七八 三品 10 七七八 三品 112 七七八 二品 112</td></td> | 9 · 4 2 八八八 從三位 夫人 藤原麻紅 正三位 內人五 本 9 · 4 12 11 4 2 八八五 在三位 大同人工 在三位 大同人工 大同人工 工工位 大口工 大口工 | Manual Results | 12 11 4 10 七八四 從三位 尚蔵兼尚侍 阿倍古美奈 從三位 一大同4・5 十八八 從三位 大同4・5 10 七八八 從三位 夫人 藤原旅子 從五位上 飲 位 上大月本 上八八 從三位 大月本 上二位 大月本 八八八 近上 大月本 八八八 近上 大月本 大月本本 大月本 大月本 <td>9 . 12 11 4 2 6 10 8 8 6 . 10 8 8 8 6 . 10 8 8 8 6 . 10 8 8 8 8 6 . 10 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8</td> <td>- 12 - 12</td> <td>- 12 · 10 · 12 - 2 · 10</td> <td>天応元・2 七八一 三品 能登内親王 正四位下 右大弁 大件家持 延暦3・10 12 11 4 2 6 10 8 5 7 5 10 10 8 6 10 8 6 10 8 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 10 2 2 10 2 2 10</td> <td>文记之 七七八 三品 能经内貌王 從四位下 老志後王 等等 大同4 10 12 " 三品 能经内貌王 從四位下 本大戶 本大戶</td> <td>99.12 11 14 2 6 6 100</td> <td>東京応元・2 七七八 二品 2 2 4</td> <td>99.4 4.0 七七二 二品 一工公立 2 4.0 10 七七二 二品 一工公立 10 七七二 二品 一工公立 10 七七八 三品 10 七七八 三品 112 七七八 二品 112</td> | 9 . 12 11 4 2 6 10 8 8 6 . 10 8 8 8 6 . 10 8 8 8 6 . 10 8 8 8 8 6 . 10 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 | - 12 - 12 | - 12 · 10 · 12 - 2 · 10 | 天応元・2 七八一 三品 能登内親王 正四位下 右大弁 大件家持 延暦3・10 12 11 4 2 6 10 8 5 7 5 10 10 8 6 10 8 6 10 8 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 2 10 2 10 2 2 10 2 2 10 | 文记之 七七八 三品 能经内貌王 從四位下 老志後王 等等 大同4 10 12 " 三品 能经内貌王 從四位下 本大戶 本大戶 | 99.12 11 14 2 6 6 100 | 東京応元・2 七七八 二品 2 2 4 | 99.4 4.0 七七二 二品 一工公立 2 4.0 10 七七二 二品 一工公立 10 七七二 二品 一工公立 10 七七八 三品 10 七七八 三品 112 七七八 二品 112 |

42				41)				40				39				38		39	36				35		34)		/
14 · 2 一				. 10		***************************************		9 3				8 . 4				7 · 7		6.4	4 10 八				4		承和元・2 八	, 	平・月
八四七一				"				八四二				八四一				八四〇		八三九	八三七				"		公三四	J?	雪
无品				品品				无 品				吕品				従二位		従四位下	従_位				无品		三品品	位階	売
				弾正尹												右大臣		女御	右大臣							官職	去
一時子内親王				阿保親王				恒統親王				高津内親王			***	藤原三守		藤原沢子	清原夏野				貞子内親王		明日香親王	氏名	者
一従四位下	従五位下	従五位上	一 従四位下	従四位上	従五位下	従五位上	一 従五位上	従四位上	従五位下	従五位下	従四位下	従五位下	従五位下	一 従五位上	従四位下	従四位下	従五位下	従四位下		従五位下	従五位上	正五位下	従四位下	従四位下	従四位下	位階	監
— 兵部大輔			右京大夫	右衛門督	右京亮	玄蕃頭	治部少輔	勘解由長官		右少弁	(右馬頭)	正親正	中務少輔	散位	式部大輔	左左大議	少納言	左京大夫		左京亮	常陸介	兵部少輔	勘解由長官	治部大輔	刑部大輔	官職	喪
豊江王	路永名	藤原宗成	田口佐波主	藤原助	林常継	有雄王	藤原菊池麻呂	和気仲世	林常継	藤原氏宗	坂上清野	美志真王	笠数道	藤原宗成	藤原衛	完倍安仁	藤原秋常	藤原文山		吉田書主	永野王	安倍安仁	藤原雄敏	和気仲世	紀深江	氏名	使
			_																*					弁五位二人		有	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
続後				続後				続後				続後				続後	***************************************	続後	続後				続後		続後		E E

われないという点である。ここに隋唐との大きな史料的相違が存する。また薨去者の身分を今少し仔細に見てゆくと、親 使のことは編纂史料たる正史 (及び正史と密接な関係を有する 『公卿補任』)にのみ見え墓誌などの一次史料には一切顕 王・内親王が圧倒的多数を占め次で大臣 (前官を含む)・高級宮人の順になるが、 大臣以外の三位以上男官が浄御原令制 に基づいて差遣されたかの如くに思われよう。 しかし乍ら、 ここで考慮しておかねばならぬのは、

備			47)				 16			_	45	44)		43			
考欄の			_														
* 印		貞観6・8					3				嘉祥 2.	15					
は監喪		8	4				2				īE.	5		· 12			
使につい		八六四	"	•			八五〇				八四九	八四八		"			
ての具体的記		正位	三品品				无品品				従二位	无品品		逆			
職 (位階・氏		女御									尚侍			右大臣			
備考欄の*印は監喪使についての具体的記載 (位階・氏名など) を缺くもの。		藤原貞子	葛井親王			_	秀子内親王	•			百済慶命	崇子内親王		橘氏公			
<i>の</i> 。	従四位下	正四位下		従五位下	従五位上	従四位下	従四位上	従五位下	従五位下	従五位下	従四位上	従四位下	従四位下	従四位上	従五位下	従五位下	
	散位	大参		左京亮	右京亮	木工頭	兵部大輔	左京亮			兵部大輔	兵部大輔	治部大輔	式部 大輔 村	左京亮	兵部少輔	弾正大弾
	弘宗王	源生		飯高永雄	橘枝主	興世書主	豊江王	飯高永雄	藤原緒数	美志真王	豊江王	豊江王	房世王		飯高永雄	大和吉直	相永名
			監喪使														
		—— 三 実	文実				続後				続後	続後		続後			

しかも本規定の用語たる「監護喪事」を用いていることからすれば、一見わが国の監喪使が先の隋唐と同様わが監喪規定 もしくは三位以上帯位者である点である。いうまでもなく、これらは殆どわが監喪規定の適用対象に該当するのであり、

19 (833) わが国において監喪

を解明する上で重要な意味をもつが、ともかくも以上の隋唐との史料的相異や所見上の不審を考慮するならば、 は正史における監喪使差遣記事の薨去者が監喪規定の適用対象者に該当し、 <u>@</u>) と僧正® 9 を除いて全く顕われないことも不審とすべきである。この点は後述する如く監喪使の実体 また彼らに対する何がしかの措置が 先の 「監護喪 所見

事」と称されたことを示すにとどまるであろう。

名の治部官人が担当することと定められているからである。尤も、前章においてみた如く隋唐においても複数の非 附加されており、実際にはその一名を含む複数であったことが知られるのである。隋唐において多く一名を示す表現がと 官人による監護喪事が行われたのであるが、にも拘らず彼地にあっては基本的に「鴻臚寺官人一名」の原則が維持されて もしくは四名の五位以上官人であることも監喪使の実体解明上注意されるのであるがこの点についても後述に譲りたい。 られたことと正しく対照的といわねばならない。猶、員数の明示されている諸例を今一度眺めてみると、その大半が二名 おいて監喪使の官人名が一名しか掲げられていない場合でも、多くはその姓名の下に「等」字や「幷五位三人」の字句が いたと看做しうることもまた既述の如くである。しかし乍ら、わが国の実態において「治部官人一名」の原則を認めるこ とまれ、 えその員数も殆どが二名以上の複数であるという点である。この中、後者について念の為に附言しておけば、 次で第二に指摘しておかねばならないのは、 かかる所見は先の監喪規定と著しく乖離しているとせねばならぬ。 知られる限り監喪使として差遣された官人の大半が非治部官人であり、 何となれば、この規定において監護喪事は 差遣記事 鴻臚寺 剩 1

数名が と看做されるのである。 葬令監喪規定に該当し乍ら、 「監護喪事」(と正史が称する任務)を担当したという意味での法と実態との乖離が導かれるであろう。 第2表より抽出されたる知見を併考すると、正史に散見する「監護喪事」は、 而して、このことから、 担当者については同規定と全く相違して不特定の非治部官人複数名たることが一般であった 本来治部官人一名が専当すべき監護喪事は行われず代って非治部官人複 その対象薨去者については喪 とは史料上不可能といわざるをえない。

(1)

『公卿補住』延暦十五年(七九六)条藤原継繩尻付に

実際には殆ど行われなかったこと、また令に規定された監護喪事は一名によって担当さるべきものであったのに対し、 相を異にすることは明かであり、このこともまたかかる疑念を一層強めるのである。即ち、 否定出来ないであろう。 喪使が少くとも大宝令前の何らかの古制に基づく可能性があること、以上の諸点を勘案すれば、先の疑念はやはりこれを 史における を個別の官司が担当する律令行政方式の原則からすれば当然治部官人による監護喪事が行われるべきであるにも拘らず、 起するのである。尤も、 ったということを必ずしも意味しない点である。 のであるか否かは不明とせねばならぬが、その様態が大宝令制以降と同様であることからすれば、逆に大宝令制以降の監 唆すると同時に、 しかし乍ら、ここで慎重を要するのは、 さらにまた監喪使の差遣は大宝令前浄御原令制下においても行われ (第2表①②)、 それらが浄御原令に基づくも しかし、治部官人による監護喪事が凶礼管掌官司としての治部省の職能に適合しており、従って個別の行政部門 隋唐においては大方これが遵守され、一方わが国においては逆に大方遵守されていない わが国の正史における「監護喪事」が隋唐諸史料における「監護喪事」と内容的に異なるものであったことを示 「監護喪事」は複数名によって担当さるべきものであり、従ってそれが治部省職務の単なる代行とは考えにく 畢竟わが喪葬令監喪規定の監護喪事とも異なるものであったことを示唆しているのである。 抑も監喪規定における監護喪事の具体的内容が不明である以上、かかる疑念自体空虚といえなく卿も監喪規定における監護喪事の具体的内容が不明である以上、かかる疑念自体空虚といえなく しかも、 前章での検討結果を踏まえるならば、 右の論定は監喪規定にいう監護喪事と正史にいう「監護喪事」とが同内容であ むしろ両者は内容的には全く異なっていたのではないかという疑念が わが監喪使の実態と隋唐監護使のそれとが全く様 大略同様の監喪規定の下にあ (乖離している) という それ故、 Œ. 次 生

如何」と訝る如く、当時の参議に「継兄」に該当する人物は見出しえ 尤も底本所注の頭書が「三木継兄不」見、公卿補任 詔遣上参木継兄等四人1監+護葬事1 (下略) 章では如上の疑念を抱懐しつつ監喪使の実体を追求することとしたい。

を記す『公卿補任』を採る 記事では単に「造便監護要事」とのみ記されている故、ここでは員数 或は参議従四位下藤原乙叡をかく誤まれるかとも疑われるが、 独 『日本後紀』同年七月乙巳条の継繩死去

- 別に第四章註⑩において若干言及する。 この事例が例外に属することは本稿の所論によって明かになるが、
- の厚遇であったことが知られるが、このことは監喪使の差遣についての厚遇であったことが知られるが、これらの中、絁は養老喪葬令職事官線三百屯・布二百端」であるが、これらの中、絁は養老喪葬令職事官線三百屯・布二百端」であるが、これらの中、絁は養老喪葬令職事官の場がは正五位(絁十一疋・布四十四端・鉄二延)に準ずる(大宝正の賻物は正五位(絁十一疋・布四十四端・鉄二延)に準ずる(大宝正の賻物は正五位(絁十一疋・布四十四端・鉄二延)に準ずる(大宝正の厚遇であったことが知られるが、このことは監喪使の差遣についての厚遇であったことが知られるが、このことは監喪使の差遣についての厚遇であったことが知られた。即ち「絁一百疋」とは監察使の差遣についての厚遇であった。
- よって、少くとも非治部官人であることが確認・推定されるものも存④ 官職不明者においても別に治部官人の任在官情況を調査することに

くも観念的なるやを怪しむ者である。

も例外的措置であったことを示唆しているといえよう。

いずれも治部少輔ではないことが、各々治部卿・治部少輔の実在によ林常継(従五位下)・⑪藤原宗成(従五位上)・路永名(従五位下)・⑱四位下) は明かに治部卿ではなく、 また⑳文室末嗣(従五位下)・⑱する。即ち、官位相当制に準じて照合すると第2表⑪の壱志濃王(従

って確認・推定される。

人の死という不可避の事柄に関する現実的規定の註釈について何故かまの少少とも好む所であって何ら異とするには及ぶまいが、半面私は家の多少とも好む所であって何ら異とするには及ぶまいが、半面私はいる。また別に朱説は「凡監+該喪事+者、至+喪所+而事訖可+監護+者」とし、以下令釈・『令義解』も狭隘な字義解釈にとどまって見治也」とし、以下令釈・『令義解』も狭隘な字義解釈にとどまって見治也。

第三章 監喪使と葬司

上九世紀においてはこの監喪使の差遣を喪家が辞退したことを示す事例も幾つか見受けられる。それらを左に列挙しよう。 前章に表示した如く、わが監喪使は知られる限り七世紀末から九世紀後半に亘って差遣されたのであるが、しかし史料

『続日本後紀』承和十年(八四三)七月庚戌条

(1)

- (2) 同 致仕左大臣正二位藤原朝臣緒嗣薨、依5例遗》5使監1 證喪事、遺言不5受、(下略) 右 **承和五年(八三八)十二月庚戌条**
- 芳子内親王薨、嵯峨太皇大后所」誕第五皇女也、依"大后旨、停"監護使、

『文徳実録』仁寿三年(八五三)六月癸亥条

(3)

品大宰帥葛原親王薨、 (中略) 朝庭監喪、葬儀如」常、王家推謝、 専従い倹薄い 不言敢違言遗令1也

(4) 同 右 (八五四) 六月丙寅条 (①)·同丁卯条 **(**

①左大臣正二位源朝臣常薨,

(下略

回贈,正一位、朝廷依」旧、 遣,監喪贈位使等、依,有,遺令、喪家確辞不,受、

即ち、 (4) の 内親王・左大臣であって先に見た監喪使差遣の諸例と矛盾を来さない。それ故、これらもまた①の如く本稿所称の監喪使 「監喪(使)」は先掲第2表⑩の「監喪使」同様、 先づ(1)は正しく本稿所称の監喪使が故人の遺言によって辞退されたことを示している。 「監護喪事」に由来する語であり、 その対象となる薨去者も親王・ また(2)の 「監護使」 と (3)

が辞退されたことを示すとしてよい。

〇)の一例(第2表⑪)についても『文徳実録』編者は「因ニ循旧典ニ」と評しており編纂当時監喪使の差遣が既に旧 的な事例が広く存するのである。それは例えば左の如き事例である。 厚葬措置としての遣使を辞退した事例は右の如き監喪使のそれにとどまらない。というより、 のが喪家にとっては相対的厚葬措置であったことを意味しているのである。ところが、実はかように薄葬を理由 ていたことを窺知せしめるのである。そして、かような薄葬思想に基づく監喪使の辞退は朝廷による監喪使の差遣そのも ものと考えられ、 如上の喪家による監喪使の辞退は③にその理由を「専従」倹薄1」と記す如く、 事実監喪使の差遣は貞観六年(八六四) 八月の一例(第2表®)を以て史上より消歇し、 所謂薄葬思想の盛行を背景とする むしろもっと一般的 また嘉祥三年 に朝 例に属し (八五 類型 廷

"続日本後紀』 承和八年(八四一) 八月丁卯条

无品安濃内親王薨、 不」遣山葬使、為山彼家早葬 也

に朝 及び『三代実録』には同種・同型の記事が散見しているのである。但し、 近の厚葬措置としての遣使を辞退した事例であることは明かである。 右は喪家による 「早葬」を理由として「葬使」 が差遣されなかったことを伝えているが、これも喪家が薄 右の「葬使」なる称呼は『三代実録』では用い 而して、この記事を初見として『続日本後紀』 |葬を理由

21)	20)	10	(18)	17	16	(15)	14)	(13)	12	(1)	10	9	8	7	6	(5)		4	3	2	1	_	_
	仁和				元慶													貞観 2			承和	셬	F
2 6	元 • 4	8 • 9	7 Œ	6 8	5 E	13 7	12 5	9	11 2	8 6	11	7 7	7	5 正	5 正	4 · 2		: 閏 10	11	14 10	8 .	J.	•
八八八六	八八五	八八四	八八三	八八二	八八八一	八七一	八七〇	"	八六九	八六六	"	八六五	"	"	八六三	八六二		八六〇	"	八四七	八四一	卫	
Ξ.	无	无	四	无	无	无	无	无	无	无	无	无	无	无	无	无		无	従	=	无	位	
品	品	品	品	品	딞	品	品	品	品	品	品	nn nn	品	品	딞	品		品	位	品	品	階	碧
		中務卿																	尚			官	
		卿																	莀			職	去
紀内親王	氏子内親王	恒貞親王	惟彦親王	巨勢親王	慧子内親王	勝子内親王	真子内親王	其貞親王	柔子内親王	高子内親王	大井内親王	重子内:	善原内親王	純子内親王	大原内親王	有子内親王		同子内親王	緒継女王	有智子内親王	安濃内親王	氏	者
土	親王	土	#	土	親王	親王	親王	土	親王	親王	親王	內親王	親王	親王	親王	親王		親王	土	内親王	親王	名	
緑葬	骅	葬	緑葬	緑葬	緑葬	緑葬	緑葬	緑葬	緑葬	緑葬	緑葬司	緑葬	緑非	緑薬	緑鞜	葬儀使	山作司	装束司	葬	葬	葬	757 E	¥ a
緑葬之所司	司	司	緑葬之諸司	緑葬之諸司	膝葬諸司	総葬譜 司	緑骅諸司	緑骅諸司	緑葬諸司	緑葬之司	司	緑葬諸司	終葬諸司	級葬諸司	級葬譜司	便	司	司	使	使	使	著	泛
三実	三実	三実	三実	三実	三実	三実	三実	三実	三実	三実	三実	三実	三実	三実	三実	三実		三実	続後	統後	続後	11	ſŕ Fl

ある。

る葬司辞退の諸例を整理したもので ることとしたい。第3表は喪家によ 葬司と監喪使との関係如何を検討す 司」と称することとし、且らくこの ことは疑いを容れない。

本稿では

便宜上これらの称呼を統一して「葬

が用いられているが、全て同義たる 司」・「縁葬司」・「葬司」などの称呼 られず、代って「葬儀使」・「縁葬諸

分的に同格と看做しうる点である。 第2表で見た監喪使差遣対象者と身 尽きるといってよい。その一は、こ の表に掲げられている薨去者は全て かねばならぬことは大略左の二点に さて、本表から吾人が確認してお

除き全て親王・内親王であり、両者が有品・无品に限らず監喪使差遣の対象となったことは第2表を通覧して明かである 残る③の従二位尚蔵(緒継女王)についても第2表に類例⑩従二位尚侍(百済慶命)が存するのである。而してその 即ち、第3表に見える薨去者は③を

が、

りあえず、

ここでは少くとも

『延喜式』

において葬司は装束・山作両司によって編成さるべく規定され

次で、『続日本紀』

はかかる葬司について一切沈

と称する)、実際にもかく編成されんとしたことが先ず枢要である。

ば①・②・③などは先掲の史料⑴~⑷と殆ど同時代の事例に属するといって差支えない この葬司辞退の諸例の大半が九世紀後半に集中しつつも時代的に先の監喪使辞退の諸例と交錯する点である。

例え

るであろう。 証は何ら存せぬのである。さすれば、 関係であったとする想定の成立する余地は共に史料上見出しえない。 葬儀を監喪使が 使の辞退について、 (第3表) ていることになる。 最初に葬司に関する『延喜式』の規定についてふれておこう。 くして、以上の二点よりすれば、 それ故、 「監護」したとする想定、将又薨去者によって監喪使と葬司のいずれか一方が差遣され、 一方ではそれが監喪使の辞退として記述され(史料⑴~⑷)、 以下においてはか しかも、 実際には同一の薨去者に対して監喪使と葬司の両者が差遣され、 理の赴く処、 わが正史においては全く同時代・同格の薨去者であるにも拘らず、 かる推測 の妥当性を検証し、 本稿所称の監喪使と葬司とは実体上同一であったとする推測に到達す 要するに、 併せて今少し厳密な考定を図ることとした 監喪使と葬司とを実体上別個と看做す徴 また一方では葬司の辞退として記述され 例えば葬司 両者は相互に 厚葬措置 にる遺 の行う

『延喜式』太政官・葬官条

其中納言以上及妃夫人薨時、

弔賻亦准」此

凡親王及大臣薨 即任主装東司及山作司、 随"品高下一本見"影響記一或任"主行所及山作所」軽重 後事 式見 送葬之日、 勅使二人、一人持,, 鹧鸪、 数其使人位階随"亡者高下1一人特"位配、若無"贈位"者 就」第弔

る が これによると、 |辞退の事 ?即ちこの装束・ が 第3表の 例 に属する故 、薨去者との共通性からみても、 親王及び大臣の薨去に際して装束司と山作司 山作両司たることは異論あるまい。 既に第3表の中に収めておいた また先述の如 而して、 <u>4</u> く葬司 (或は主行所と山作所) その実例も『三代実録』 が、 が この史料については後述するので今はふれ 「縁葬諸司」 などと称されることからみても、 が編成されることが知られる に一例乍ら存し、 同時にこれ ない。 のであ 葬 は ح

以下

「葬司

黙しているが実際には八世紀においても葬司の編成されたことが左掲の天平七年(七三五) 十一月廿日左京職符によって確

認される。

職符 東市司

琉璃玉四口径二寸、若無者壺一十許口

右乎,,章其価、便付,,遣使坊令御母石勝、進,,送舎人親王葬装束所、符到奉行、

大進大津連船人

大属四比元孫

十一月廿日

「全人見三季を受がしてよう

即ち、右に見える「舎人親王葬装束所」とは天平七年十一月十四日に薨去した (第2表⑫) 舎人親王の葬儀の装束を司るた 葬司が九世紀以前においても編成されていたこと、この点もとりあえず以下の論述に際して肝要といわねばなるまい。 めに設置された臨時の機関であり、叙上の葬司規定における葬司の一たる装束司に相当することは確実である。かように されば、監喪使の実体を葬司と看做すことは果して妥当であろうか。ここにおいて先づ有益と思われるのは先掲第3表

『三代実録』貞観二年(八六〇)閏十月辛未条

④の事例である。原文を分ち書きの形で左に掲げよう。

是日、任:同子内親王装束山作等司公

從四位下行越中権守房世王 為i.装束司長官i

治部少輔従五位下安倍朝臣房上 為"次官;

判官二人、主典二人

散位從五位下広山王 為11山作司長官1

されたことによる (1-x1-)

と想定されるのであり、

上官人が任用されたにも拘らず記事としては長官二名のみを記したか、或は五位以上官人は各々長官一名即ち二司二名で

従五位下藤原朝臣大野 為1次官

判官二人、主典二人

構成されたことが知られる。而して、かく長官・次官に五位以上官人を配し、判官・主典に六位以下官人を任じる構成法 以上官人を任用する点はいわば原則的構成法と称しても過言ではあるまい。それ故、 は臨時に編成される使官のそれとしては恐らく典型の尤たるものというべきであり、また少くとも長官一名について五位 これによると、 ?の構成も基本的にはかくの如きものであったと類推して大過ないであろう。 右は先述の如く『延喜式』葬司規定の唯一の実例であり、 この時の葬司は装束・山作両司共に五位以上の長官・次官各一名、六位以下の判官・主典各二名によって 同時に本文末行が示す如く喪家による葬司辞退の一例である。 若干の相違はあるにせよ、諸他の葬

先ず 官人が二名任用されているが為に、 看做しうるであろうか。 的に多いことが注目されよう。 内親王葬司と時代的に近接する『続日本後紀』所載の諸例においては五位以上官人四名によって構成される監喪使が 数であり、 人は前章でえた監喪使についての左の如き所見を想起せざるをえない。 「四」という数字は監喪使が二司によって構成され、しかも各々において長官・次官として五位以上官人二名が任用 右の構成において殊に注意を惹くのは、葬司が装束・山作両司によって構成され、しかも各々において五位以上 しかも知られる限りにおいてその大半は二名もしくは四名の五位以上官人であったのである。 否。この符合こそは監喪使と葬司とが実体上同一であったことを示すものに外なるまい。 されば吾人は両者 葬司全体としての五位以上官人の員数が四名となっている点である。 (同子内親王葬司と監喪使一般) 即ち、第2表によれば監喪使の員数は殆ど全て複 のかかる員数上の符合を単なる偶然と ここに至って吾 先の同子 即 圧

また「二」という数字については実際には同じく二司四名の五位以

あったか、そのいずれかによると想定されるのである。そして、いずれにせよ、「二」或は「四」という数字は監喪使を® は全く記されていないが、これは国史の通例であり、実際には判官・主典として任用されたと想定すべきであろう。 編成する機関が二司であることに基づくと思量されるのである。また、監喪使差遣記事においては六位以下官人について

任用の一特徴として指摘しうるからである。以上、知られる所の葬司(同子内親王葬司)五位以上の構成と監喪使一⑤ 喪使に起用されている (第2表母) ことも注目してよい。何となれば、本稿では詳論を避けるが、同一官人の重用が監喪使 親王であり、先の同子内親王と共通しているだけに同時代・同ケースにおいて全く同一に等しい構成をとっていると看做 五位三名であるが、監喪使においても全く同様の事例が存する (第2表®・®・®・®・®・®)。殊に®・働は薨去者が无品内 どまらず任用官人の帯位についても指摘しえるのである。即ち、同子内親王葬司の場合、五位以上官人の内訳は四位一名、 右は同子内親王五位以上と監喪使一般との員数上の符合に着目したのであるが、両者の符合は独り員数のみにと さらに同子内親王葬司において装束司長官に起用された房世王は嘗て承和十五年(八四六) に右大臣橘氏公の監

それとの類似性を論拠の一としておきたい。

うまでもなく『延喜式』葬司規定に対応するのであり、従ってこの点もまた監喪使と葬司とを実体上同一とする論拠たり いて全く顕われていないのである。第2表に関するこの所見(先掲史料⑴~⑷の追補を経ても何ら変更を要さない)はい るとすべきであろうか。ここでもまた吾人は前章でえた監喪使についての左の如き所見を想起せざるをえない。 上帯位者は葬司編成の対象とはならぬのである。されば、 式規定において葬司編成の対象となるのは親王・大臣の二者である点である。即ち、式規定においては大臣以外の三位以 違である。その相違とは令規定において監護喪事の対象となるのは親王・大臣・三位以上帯位者の三者であるのに対し、 次で今一つ注意しておかねばならないのは喪葬令監喪規定と『延喜式』葬司規定との間の些細ではあるが看過し難い相 (薨去者)の身分を仔細に見てゆくと親王・大臣以外の男官三位以上は浄御原令制下の大納言と僧正を除 わが監喪使差遣対象者の実態は両規定の中いずれにより対応す 即ち、監

係を媒介するものは唯一「監護喪事」なる字句の使用に過ぎなくなったのであり、しかも実はかかる字句の使用が令規定 定せしめるのである。 うると同時に、この監喪使がやがて『延喜式』葬司規定に継承される何らかの慣例・法規に基づいて差遣されたことを推 と全く無関係になされた可能性すら存するのであるが、この点については後述する。 当するとした。しかし、 猶、 かく正史記事と式規定との実質的対応関係が明かになった以上、もはや正史記事と令規定との関 吾人は前章においてわが正史における監喪使差遣記事の薨去者が令監喪規定の適用対象者に該

の実体を葬司と考定することによって一応の解明をみたといってよい。さり乍ら、それでは何故にわが監喪使は敢て令規

⑥ づいて編成された葬司(装束・山作両司)長・次官級官人五位以上と考定するに至ったと信ずる。 と看做しえないと同時に、改めて本稿所称の監喪使の実体をば『延喜式』葬司規定に継承される何らかの慣例・ さて、先に隋唐監護使実態との相違・令規定との乖離などよって抱懐せられたわが監喪使についての疑念は、 かくして、叙上の二つの論拠に基づくならば、もはやわが正史に散見する監喪使差遣記事を喪葬令監喪 (規定の適用 法規に基

定を離れ隋唐監護使とその様態を異にしたのかが更めて問われねばならぬ。別に章を分って検討することとしたい。

- ① 『文徳実録』 嘉祥三年四月己酉条
- 地のあることを指摘しておられる。年のあることを指摘しておられる。第、坂本太郎『六国史』(昭和四五成は元慶三年(八七九)である。 猶、坂本太郎『六国史』(昭和四五成は元慶三年(八七九)、である。 猶、坂本太郎『六国史』(昭和四五
- ③ 『大日本古文書』一所収(六三二頁)
- どがもと三十巻(後一巻紛失)を二十巻に縮小再編して成立(『頻聚位帯位者一名を挙げて他を略したものと推定される。かかる事例の殆後者の想定の蓋然性がより高いであろう。但し②④③⑩⑪⑭⑬の如後者の想定の蓋然性がより高いであろう。但し②④③⑩⑪⑭⑬⑩の如
- 国史』巻一四七文部下国史)せしめた『続日本紀』前半部(文武元年国史』巻一四七文部下国史)せしめた『続日本紀』編纂の経緯に関わ略であることからすれば、右の諸例は『続日本紀』編纂の経緯に関わらまのと考えられる。猶、坂本太郎『六国史』(前掲)を参照した。例えば、佐伯今毛人・壱志溵王・飯高永雄は三度、豊江王に至っては四度任用されている(第2表)。
- ずれかの京職官人一名が史生一名・坊令(一名)を率いて「監護使」これは親王及び大臣の薨去に際し、恐らくはその居地に従って左右いこれは親王及大臣薨、官人一人率…史生一人坊令、為…監護使,祗承、喜式』左京職には左の如き一文(親王大臣薨条)が規定されている。 選、監喪使=葬司制度の推移に関して若干附言しておきたい。『延

味するが、一方、第2表によれば九世紀における監喪使=|葬司には一 たることは葬司と「監護使」が各々別個の独立した使官たる事実を意 となれば、先の『延喜式』太政官・葬官条(葬司規定)と全く没交渉 題となろう。而して、この「監護使」こそは監喪使=葬司が九世紀半 を担当する規定であるが、当然のこと乍ら監喪使=葬司との関係が問 ば以降行われなくなってからの便法ではなかったかと推測される。何

管掌官司官人による監護使の一般化と恐らく無関係ではあるまい。但 この「監護使」は先に指摘した唐代における京兆府・河南府等の都城 によって領導される 「監護使」 が差遣されたのであろう。 而して、 し、かねて監喪使=葬司の一員に加わることの多かった京職官人一名 喪使=|葬司が編成されぬ場合、それに代替する措置として喪所を管掌 解するためには右の趨勢の収斂された形体が京職官人等若干名による 「監護使」であったと想定する外ないと考えられるからである。 監

第四章 中国監護使とわが葬司

⑩)が生ずることもまた事実であって、この二つの事実を統一的に理

し、管見によればその具体的実例は見出しえない。

般に京職官人一名が名を列ねる趨勢

(Ø· 33· 39· 40· 40· 40·

そのためには先ず彼地の監護使について今少し検討しておく必要がある。 わが上代において、何故監護使ならぬ葬司が編成されたのか。本章ではこの問題について考察を加えることとするが、

監護使制度そのものの淵源は少くとも漢代にまで溯るのである。該期の監護使に関連する二つの規定を掲げよう。 第一章に掲げた隋開皇令文は開皇初年文帝の諮問を承けた牛弘(太常卿) の奏言によって成立した規定であるが、

(A)『漢書』景帝紀中二年 (前一四八) 二月条

喪事、因立,嗣子、列侯薨、遣,大中大夫、弔、 祠、視1喪事、因立5嗣、其葬、国得1発5民輓喪、穿復土治5墳無5過1三百人1畢事

。諸侯王薨、列侯初封及之』国、大鴻臚奏"諡誄策"、列侯薨及諸侯太傅初除之官、大行奏"諡誄策"、王薨、逍"光禄大夫"、弔嗣、

場合は大中大夫が各々遣わされて「弔」、「祠」などと共に「視喪事」を担当する。 これによれば、漢代の臣下最高身分たる諸侯王が薨去した場合は光禄大夫が、また諸侯王の下に位置する列侯が薨去した

(B)『後漢書』礼儀志下(原文省略

皇帝登遐 (崩御)の場合は三公(司徒・司空・太尉)が、また太皇太后・皇太后崩御の場合は長楽太僕・少府・大長秋が、さらに諸 (例えば三公の中一名)。

以上、漢代監護使に関する規定とその実例を挙げその任務・員数について若干の推考に及んだ。而して、

侯王薨去の場合は王国 (封国) の傅・相・中尉・内史が各々「典喪事」を担当する。

き問題が存する。 あるが、この点からしても、 を粛然たらしめたという。 旧典が失われ、 であり、従って監護使とは喪礼を司る使人であることがここにおいて確認される。しかも同伝によれば、王莽の纂乱以来 が 崩御に際し「復典:『喪事:」ずるのであるが、ここに「復」たとあるのは嘗て中元二年(五七) 光武帝崩御の際にもこの趙熹 二点については注目すべき事例が存する。 は邸によって明かな如くこの制度は皇帝以下「大臣」の喪礼と密接に関わるものであるという点である。 許されよう。即ち、 ない。 尤も、 が定められており、 辺に存するかをも示唆しているとすべきであろう。 「典11喪礼1」じた事実を承けているのである。かくして「典11喪事1」と「典11喪礼1」とは全く同義たることが知られるの また永平十八年当時は同官を代行する地位(「代太尉事」)にあって、 ;かる喪礼の遵行を監督することにあったと考えられるのである。 (A) の (4)には当代史料として不審の点も存し、また(4)(5)相互の関係についても諸侯王の場合の相異に見られるが、 「視喪事」 為に光武帝の大喪においては尊卑の秩序に混乱の生じる有様であったが、 しかし乍ら、それらの点を考慮するとしても、この凶囚によって少くとも以下の二点を指摘することが その一は倒によって明かな如く監護使制度が遅くとも前漢以来の古制であるという点であり、 しかもその内容は殆ど微細に亘っているが、監護使の任務とは皇帝以下「大臣」の葬儀において正し 及びBの これは勿論、 また諸他の実例からしても凶において監護使は原則としてやはり一名であったと想定される 「典喪事」 儀典に通じた趙熹の遺徳を称揚する逸話ではあるが、同時に監護使がの任務が奈 即ち、『後漢書』巻二十六所載の趙熹伝によれば、 が共に監護喪事と同義たることは両規定の実例より推して殆ど疑 周知の如く中国においては皇帝 (天子) 以下身分に応じて喪礼 猶 いずれも太尉としての監護使担当であったので 趙熹は中元二年当時三公の一たる太尉の官にあ 趙熹はよくこれを正し以て内外 趙熹は永平八年 (六五) 明帝 而して、この第 (凶 礼⑦ その二

31

魏晋南北朝に

															1
	14)	13)	12	11)	100	9	8	7	6	⑤	4	3	2	1	
	天嘉元	天保 6	武定5	太昌元	普通 7	神 亀 2	永平元	太和 20	隆昌元	建武元	永 明 10	太 和 12	泰始 10	青龍3	年時
	五六〇	五五五五	五四七	五三	五二六	<u>五</u> 九	五〇八	四九六	"	四九四	四九二	四八八	二七四	三五	西曆
	陳			北魏	梁		北魏		南斉	南斉	南斉	北魏	西晋	魏	王朝
	衡陽王・昌	清河王・岳	斉献武王	後廃帝元朗	鄱陽王・恢	任城王・雲	彭城王・勰	南安王・楨	竞陵王・子良	海陵王・昭文	予章王・嶷	淮南王・他	高陽王・珪	中山王・袞	売 去 者
大鴻臚	大司空		兼大鴻臚卿(尚書右僕射)	大鴻臚	中鸖舎人	大鴻臚	大鴻臚	黄門郎	大鴻臚	大鴻臚	大鴻臚	有司	兼大鴻臚	大鴻臚	監護使
副	迎護喪事	監護喪事	監護喪事	監護喪事(葬用王礼)	護喪事	監護喪事	護喪事	監護喪事	監護	監護喪事	護喪事	監護喪事	監護喪事	典護喪事	備考
	陳書	北斉書	魏書	魏書	梁書	魏書		魏吉	南斉書		南斉書	魏書		三国志	Щ
	四四	\equiv	=		\equiv	九中	一下	卆	四〇	五.	\equiv	一六	三七	$\frac{1}{0}$	典

身分)の喪事はやはり三公以下の官人によって監護されたのであり、また漢代より唐に至るまでの喪礼に根本的変改の存れを基本的に継承したものと看做しうる。即ち、皇帝・(皇后)・太皇太后・皇大后及び皇子女・大臣 (諸侯王は漢独自の にまたその員数も実例より推して原則的に一名であったのである。 せぬことからすれば、該期における監護使の任務も漢代のそれと大略同様のものであったと考えて差支えあるまい。さら おいては史料上監護使関係の規定を見出しえぬが、正史その他に散見する該期の監護使は先掲印の規定に基づく後漢のそ

れたい。 該期において特に注目されるのは皇子の死去に際して大鴻臚による監護使担当が原則化する点である。第4表を参照さ 抑も、『通典』・『大唐六典』などが記す鴻臚寺(卿)の沿革によれば、 この官が凶礼一般をその職掌の一とするの

か

以上の検討によれば、

中国監護使は遅くとも漢代以来、

一貫して皇帝以下「大臣」

に至る喪礼の監督を任務

ても用いられていたことが知られるのである

が、 またわが監喪規定において 「大臣」=貴臣のみならず親王をも対象に含めていることも、 らず監護使の対象となっていることは何ら怪しむには及ばないばかりか、歴史的にはむしろ当然であるとせねばならない。 使にも鴻臚寺官人が制度的に起用されることになったという経緯を知るならば、 この事実が先掲隋開皇令成立の歴史的前提となる点である。 関与したことに因由するのではないかと憶測されるが詳論の余裕はない。 は北斉以降のことと思われ、 原則化するには至っていない。 いて大鴻臚による皇子の監護使担当が原則化したことに少くとも二つの意義が存するのである。 のと推定されよう。 この「大臣 この規定成立以前においても大鴻臚によって「大臣」の喪事が監護された事例は存するのであるが皇子の場合の如く の喪事に対して始めて皇子と同様に鴻臚寺官人による監護を規定したという一面を有するのである。 叙上の如く大鴻臚が皇子の喪事を監護するに至るのは漢代この官が諸侯王の凶礼に部分的に 而して、 かくの如く先づ皇子の監護使に大鴻臚が起用され隋に至って漸く「大臣」 即ち、 本令文はあくまで「大臣」を対象とするものであった しかし乍ら、いずれにしても魏晋南 隋唐において皇子女 (王・公主) かかる中国の実態を考慮したも その一はいうまでもなく が の監護 尠

在を前提とすることはいうまでもあるまい。 第4表⑫は尚書右僕射が監護喪事のため臨時に大鴻臚卿を兼ねた事例であり、 いたのであり、 あろう。さらに、『通典』によれば大鴻臚は東晋より宋斉に及ぶまでの間「有」專則権置兼官、 唐の 次に先の事実は畢竟隋唐監護使の実際の様態についても影響を及ぼしていること、 「摂鴻臚卿」 従ってこの間の と共通するのであり、 「大鴻臚」 (④⑤⑥) もまた臨時的兼官即ち摂官であった。 @ その先蹤をなすものとせねばならぬ。 而して、 監護使任命におけるかような摂官の形態は正しく第一章で ②の「兼大鴻臚」 「摂鴻臚卿」 この点に第二の意義が存する。 か 畢則省」の状態に なる便法は既に隋唐以前 かる摂官が如上 も同様の可 能 性が 0) 指摘した 原 お きあるで /則の存 か 即ち、 ñ 7

第5表

6	(3)	6	(3)	⊜	6	9	⊚	9	6	9	(a)	Θ		0		Θ	
天安	嘉祥	承和	大同		延暦	天市	宝亀	字宝		勝宝	天平	雅光		原原		大宝	年
2	ယ	7	님	$9\cdot \mp$	00	H.	노	4	8	6.	20	5	_	4	ယ	2	•
8	ω	51	ట	€ 9	12	12	00	6	21	7	20 · 4	$5 \cdot 12$	10	4 · 6	3 · 10	2 · 12	田
(858)	(850	(840	(800	(790)	(789	(78:	(77)	(760	(756	(75,	(748	(72)	"	(707	(703	(702)	西
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			_	_			_	<u>~</u>	_		_		<u> </u>	礘
×	ń	亭	蔺	藤原	信理	光	猝	光	膃	卧	元	元		K		莽	悪
	思	SII	1 -1:	乙牟	NIN.				5				"	L 11	"	2944	窜
(領	罡 —	否'	坪	33 1	K#	11	能	邑 —	興	+1	H —	<u>H</u>		坦		控	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		装束司
00	9	9	13	15	14	14	9	12	∞	1	6	2	51		4		五位以上
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				山作司
8	11	7	9	9	9	10	7	12	9	10	σı	<u>,_,</u>	Οī				五位以上
						•								0		0	作官
																	海同
													0		0		追紹
	**********																館 競夫
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0						後見役司
0	0	0	0	0	0	0	0		********	•							作路司
					-												作館
			0			0			0			********					方同
0	0	0					0	0									前後次第司
							野									造步	備
							八回									一般垣司	旅

御葬司構成諸司の称呼は区々不定であるが上掲の表記に統一した

前提を有する現実の監護使の実在を背景として、先の隋開皇令文が成立したことに吾人は深く注意を致さねばならぬ。 にはやはり漢代以来一貫してその遵行を厳しく要求される体系的喪礼の存在があったのである。されば、 る監護使担当は魏晋南北朝に皇子を対象として原則化したことなどが明かになった。そして、 とする使人であり、またその員数も原則的に一名であったこと、さらにまた本官乃至は摂官の鴻臚寺官人(大鴻臚) 翻って、 わが国においてはこの開皇令文を継承する唐令監喪規定を直模直訳的に継承したこと先述の如くである。 かかる伝統的な制度の前提 かような伝統と しか によ

継受・欠如こそが正しくわが監喪規定を殆ど空文たらしめたのであった。 とする監護使がわが国において任命されなかったことはむしろ当然であったといわねばならない。 分的なものであり、 かご 監喪規定を継受しつつもその前提となるべき体系的喪礼についてはこれを継受しなかったのである。 に代って不特定官司官人複数名による葬司が編成された。 し乍ら、これまた既述の如く実際にはわが監喪規定は殆ど空文に等しく、 ½中国喪礼の影響を尠からず受けていることは先学の指摘の如くである。 ® 礼の体系を全面的に日本で採用することは不可能であった」のであり、従って喪礼遵行の監督をこと それが如何なる事情に因るかはもはや明かであろう。 しかし、 唐土の如き鴻臚寺官人一名を原則とする監護使 喪礼を含む 「唐礼の摂取はあくまで部 かかる体系的喪礼の未 尤も、 わが 国 わ Iの葬制 が

は如上の天皇・皇后等の御葬司に準じ、 示した如く、上述の各々二名計四名を最大とする監喪使=葬司 この両司のみによって構成されているのである。 営を管掌する山作司の両司であったのであり、 は作方相司・ また八世紀後半以降においては葬儀の規模拡大に伴って養役夫司・作路司などが恒例的に附設され、 葬司の構成は当初より一貫して装束・山作両司を不可欠の使官とし、これらにその外の要素を附加したものであることが う。 先づ容易に想到するのは天皇・皇后等の崩御に際して編成される御葬司 両司であっ されば、 『続日本紀』 即ち、 たと認められる。 わが国において親王・内親王及び高位高官者の薨去に際し葬司が編成されたのは何故か。 前後次第司など葬列の威儀を掌るものも編成されたが、当初より一貫してその中心となったのは装束・山 以下五国史に記された御葬司についてその構成を整理すれば第5表の如くであるが、 八世紀初頭においては前代以来の殯宮の設営・火葬の導入に伴って作殯宮司・造御竈司などが編成され、 換言すれば、 要素・員数面でその規模を縮少し乍らも必要最少限の装束・山作両司を以て構成 御葬司の必要最少限の構成要素は葬儀・葬列の粧点を管掌する装束司と陵墓造 事実元明太上天皇と宮子大皇太后の御葬司 但し、 この御葬司における装束・ (五位以上) のそれを凌駕している。 (以下、 かく称して監喪使―葬司と峻別する) 山作両司五位以上の員数は ③ • <u>(5)</u> 従って、監喪使―葬司 は監喪使―葬司 さらに場合によって この表によると御 体、 葬司について 般 であろ 同 表

挙行に外ならぬからである。天皇・皇后等の葬儀規模が著しく拡大し多大な物品・人夫を要したであろう九世紀であれば について吾人は一層よく諒解しうるであろう。何となれば、 されたものであると推定されるのである。また、かく推定する時、 監喪使

―葬司の編成とは正しく天皇・皇后等に準ずる葬儀 前章にてふれた薄葬を理由とする監喪使=葬司の辞退の 0)

なおのこと、それらに準ずる葬儀は厚葬と意識されざるをえまい。

れば、 如き一名を原則とする監護使が任命されていないことを改めて確認しておきたい。 を出ない。但し、中国においては少くとも装束司・山作司と称するが如き葬官の編成を史料上に伝えていないことからす はそれが慣例化して『延喜式』葬司規定に継承されたのではあるまいか、とも考えられるのであるが、遺憾乍ら憶測の域 からすれば、さらに一歩を進めて、この方式は本来皇室制度の一環であり場合によって大臣・高級宮人にも準用され延て® 方式が天皇・皇后・親王・内親王らに共通し、また現に主としてこれらの葬儀においてかかる方式が用いられていること き天皇直系親族であることも蓋し当然といわなければならない。而して、装束・山作両司を編成して葬儀を挙行するこの 右の方式がわが国固有の制度である蓋然性は高いであろう。猶、念の為に、 わが国の監喪使が御葬司に準じて編成されたものであるとすれば、その対象者の大半が親王・内親王の如 天皇・皇后等の葬儀においても中国の

に従って葬司が編成されたと想定される。 てはこれを継承しなかったのであり、 かくして、わが国においては唐から監喪規定を継受したにも拘らず、その規定の不可欠の前提となる体系的喪礼につい 為に唐土の如き監護使は遂に任命されることなく恐らくはわが国固有の現行の方式

の相違が存するが、 漢書』等の中国正史列伝の筆法に做わんとしたものではないかと考えられる。先に見た如く中国正史列伝には屢々監護使 のことが「遺某監護喪事」なる字句を以て記されるのである。 以上の如く想定されるとすれば、『続日本紀』以下五国史が「監護喪事」なる字句を用いているのは わが正史編者は中国正史列伝に見える如上の字句をわが薨伝・薨去記事中に採用して葬司編 周知の如く、彼我の正史には紀伝体と編年体という体裁上 『漢書』・『後 成の事実

ば、本書においては親王・内親王・大臣・高級宮人の葬司について一切沈黙しているからである。『日本後紀』 記されているのである。 制度そのものが行われなくなってくることと無関係ではあるまい。事実、この葬司は喪家によって辞退される場合に限り して自外の正史においては、かような方針は徹底するに至らず、現行の葬司が史上に顕われているが、これはこの葬司 にささやかな潤飾を加えたものの如くである。就中、『続日本紀』においてはその方針がより強く看取される。 は措くと 何となれ

ないのであり、それ故、この字句の大宝令前紀における所在を以て直ちに浄御原喪葬令監喪規定の存在を推定することはの その限りで不可能といわねばならない。蛇足乍ら敢て附言しておきたい。 とまれ、わが正史に用いられている「監護喪事」なる字句はその実体が明かになった以上、叙上の如く疑われねばなら

① 『隋書』巻八、『通典』巻八十四

以下、漢代の身分秩序・官制等については多く西嶋定生『秦漢帝国』

- (講談社「中国の歴史」2、昭和四九年)に依拠した。 (3) (4)の実例としては持節二年(前六八)博陵侯(列侯)湿光の嘉去に (3) (4)の実例としては持節二年(前六八)博陵侯(列侯)湿光の嘉去に 際し太中大夫任宜が侍御史五人と共に「護喪事」を担当した(『漢書』 巻六八)事例を、また(8)の実例としては永初四年(一一〇)太夫人新 巻六八)事例を、また(8)の実例としては永初四年(一一〇)太夫人新 巻六八)事例を、また(8)の実例としては永初四年(一一〇)太夫人新 巻六八)事例を各々挙げることが出来る。後者の新野君陰氏は さと和帝皇后のち皇太后であり本来は長楽太僕・少府・大長秋が担当 すべきであるが、特例的に皇帝に準じたものと看做されよう。その葬 様は永平元年(五八)の東海王聖の売去に際しても司空が「視喪事」を 上)が、実は諸侯王たるこの疆の薨去に際しても司空が「視喪事」を 担当している(同書巻二)のであり、これ自体皇帝に準ずる措置であ った。因みにこの東海王聖の葬儀は後世特例的葬儀を営む場合の故事 すべきであるが、特例的に皇帝に準じたものと看した。 を書き、初侯、列侯、列侯)、田光の嘉去に となる。とまれ、かくして(4)「視喪事」と(3)「典喪事」とは共に「護 となる。とまれ、かくして(4)「視喪事」と(4)「典喪事」とは共に「護
 - ことも傍証となる。 「典護喪事」なる用例(『後漢書』巻十下孝崇愿皇后伝など)の存する喪事」と同義たることが確認される。 猶、「典喪事」については別に
- (A)の前半に「大鴻臚」・「大行令」は同じく「行人」であったとせねばては「典容」であり、「大行令」は同じく「行人」であったとせねばてが景帝中六年(前一四四)に「大行令」、さらに武帝太初元年(前官が景帝中六年(前一四四)に「大行令」、さらに武帝太初元年(前官は未だ存しなかったことになり、これらを共に記す景帝紀と矛盾を背は未だ存しなかったことになり、これらを共に記す景帝紀と矛盾を書は未だ存しなかったことになり、これらを共に記す景帝紀と矛盾を書は未だ存しなかったことになり、これらを共に記す景帝紀と矛盾を書が走れたのである。従って、中二年当時「大鴻臚」・「大行令」なる官は未だ存しなかったことになり、これらを共に記す景帝紀と矛盾を改ってある。この矛盾について唐・顔師古は景帝紀を採って百官公卿表を疑うが、むしろ清・王先謙『漢書補注』所引の劉汝説が主張する如く景帝紀を撰述したと考うべきであら。されば(A)の「大鴻臚」は正しくは「典客」であり、「大行令」は同じく「行人」であったとせねばくは「典客」であり、「大行令」は同じく「行人」であったとせねばくは「典客」であり、「大行令」は同じく「行人」であったとせねばくは「典客」であり、「大行令」は同じく「行人」であったとせねばくは、「典客」であったとせれば、中では、「本人」であったとせれば、中では、「本人」であったというには、「本人」であったとせれば、「中では、「本人」であったとせれば、「本人」であったとせれば、「本人」であった。「本人」である。「本人」であり、「大行令」によれば、「本人」であり、「本人」であり、「本人」であった。「本人」であり、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」であり、「本人」では、「本人」には、「本人」では、「本人」は、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、「本人」では、まり、

38

れぬでもない。その場合は当然この「使者」と封国諸官との関係如何 去に際して「使者治喪」とあることが(A)の監護使を継承すると考えら 許されようが、四においては別に諸侯王・列侯・始封貴人・公主の恵 する形式をとるのである。而して、これを時代の相違に帰することも が問題となろう。しかし乍ら、いずれにしても今の処不明とする外な される形式をとるのに対し、国においては封国の諸官が監護使を担当 (A)において諸侯王は列侯と同じく中央からその封国に監護使が差許

意を表する次第である

- のである 喪」=監護喪事が古来一般的な慣例であったことが窺われるであろう。 つの規定(A) 固についての言及はない。但し、本書の所論によって「護 は特に「護喪」なる一節を設けてその諸類型を論じているが、先の一 小論の監護使とは楊氏の諧類型の中「国家使使者護喪」に該当するも 楊樹達『漢代婚喪礼俗考』(商務印書館、民国二二年、 昭和八年
- 礼を中心に―」(『界における 日本古代史辭座』9所収、 中国の喪礼については窪添慶文「中国の喪葬儀礼―漢代の皇帝の儀 昭和五七年
- その喪葬はやはり三公の一たる太尉によって監護された(『晋書』 拳 十、『宋書』巻三)。 例えば東晋最後の皇帝恭帝は永初二年(四二一)に弑逆に遇うが、
- 多く経背所敬の儀礼を継承し一方で秦以降の新制を含むが、魏晋代に 礼についてもかく考えて大過あるまい。また杉本憲司「唐代の葬制に 批判を浴びつつも結局は唐代にまで継承されたという。皇帝以外の喪 窪添慶文「中国の喪葬儀礼」(前掲)によれば、後漢の皇帝儀礼は

- 喪における三公監護使の伝統を窺知せしめる。 の山陵を「営護」した(『旧唐書』巻七十七閻立徳伝)ことは皇帝大 十三年(六四九)太宗崩御に際し工部尚書閻立徳が司空を摂官してそ 護使のことは見えていない。しかし、直接の証左ではないが、貞観一 の喪葬の礼、喪葬令」は「唐以前の伝統の中にある」とされる。 『通典』所収開元礼纂類:『大唐開元礼』等には皇帝以下に対する監
- 見えている

本文先掲史料のに「大鴻臚」が諸侯王の諡号・誄詞を奏することが

(1)

10

伝には一例、『漢魏南北朝墓誌集釈』には二例見出される。 東晋咸康五年(三三九)、丞相王導の死去に際して「監護喪事」 例えば『晋書』列伝には二例、『魏書』列伝には四例、『北斉書』 列

を

政次郎「令の喪制と方相氏」(『日本上古史研究』四ー一、昭和三五 担当した「大鴻臚」も同様である(『晋書』巻六五王導伝) 年) など。 和田萃「殯の基磯的考察」(『史林』五二ー五、昭和四四年)、

(13)

12

- 14) 等に見えるわが国上代の習俗に由来することを個々に指摘しておられ 葬儀礼を復原する中で、 その多くが 『魏志倭人伝』・『随書』 倭国伝 昭和四七年)。 猶、 日本古代史講座』9所収、昭和五七年)は七世紀以降におけるわが喪 池田温「大唐開元禮解説」(汲古書院刊『大唐開元禮鄭卍魯』所収 和田萃「飛鳥・奈良時代の喪葬儀礼」(『東アジア世
- その遺骨が失君天武帝の大内陵に合葬せしめられた(『続日本紀』大 宝三年十二月壬午条)ことによるのであって異例に属するとせねばな 持統太上天皇の御葬司(第5表①)に山作司を缺くのは周知の如く、
- 元明太上天皇は薄葬を厳命し、 その遺詔に従って「喪儀」は行われ

(19)

されたのは異例に属する。この事例は『続日本紀』大宝元年正月己丑

かかる慣例からすれば第2表②の如く大納言に対して監喪使が差遣

の左の記事に拠っているのであるが、 りで何ら異論の余地は存せねが、元明の御葬司官人(五位以上)が三 史学』所収、昭和五五年)はこの時代を薄葬の頂点とされる。その限 酉条)。猶、 なかった(『続日本紀』 養老五年十月丁亥条・同庚寅条・同十二月乙 ないではない。元明の御葬司とは『続日本紀』義老五年十二月庚辰条 名であることにその反映を見出しておられる点については聊か疑問も 一岸俊男「太朝臣安万侶とその墓」(同『遺跡・遺物と古代

大伴宿禰旅人供」営陵事、 従二位長屋王・従三位藤原朝臣武智麻呂等行』御装束事で 従三位

は容易に想定されるが、全く編成されぬのならともかく仮初にも編成 る。尤も、薄葬の頂点期のこととて御葬司も小規模に編成されたこと これは装束(行御装束事)・山作(供営陵事)両司の長次官級官人を はなかろうか。 されたとすれば五位以上僅かに三名の御葬司はやや簡易に過ぎるので ての『続日本紀』前半二十巻の簡略な記し方と軌を一にすると思われ 三位以上に限って抄出したものではあるまいか。監喪使=|葬司につい

- 張廷賞の薨去に際しては監護使が差遣された(第1表®)が、その葬 **儀は一遺令薄葬」であったという。** 中国においては監護使と薄葬とは矛盾しない。例えば唐貞元三年の
- 的考察」(前掲)参照 の設営が天皇以下皇子女に限られたことについては和田萃「殯の基礎 この法式の成立を考える上で注目される。猶、右の規定以後実際に殯 女以上については殯の設営が認められていたことと軌を一にする点が 紀』大化二年三月甲申条)と規定されたこと、即ち逆に天皇以下皇子 大化薄葬令によって「凡王以下及」至庶民、不、得、営、殯」 (9日本忠

条の左の如き記事によっている。 倭麻呂等,監#遊喪事4, 造k--直広壱藤原朝臣不比等等,就,第宣4,詔·(①)大納言正広参大伴宿稲御行薨、帝甚悼惜之、造k--直広肆複井朝臣(①)大納言正広参大伴宿稲御行薨、帝甚悼惜之、造k--直広肆複井朝臣

には右と大略同類と看做しうる左の如き記事が存する。 ところが『公卿補任』慶雲二年(七〇五)条従三位大納言紀麻呂尻付 间七月十日薨、在官五年、帝深悼惜、特賜□葬儀、逍z□中納言正四® ® ◎

位下高向朝臣曆1宣命公

を賜ったと伝えられる(同天平神護二年(七六六)三月丁卯条)。こ 天平九年(七三七)四月辛酉条)、また大納言藤原真楯は「大臣之葬 臣葬儀」を以て送らんとして喪家がこれを「固辞」し(『続日本紀』 前提とするのではあるまいか。そういえば参議民部卿藤原房前は「大 意される。これは大臣以上に対して監喪使=葬司が編成される慣例を 使差遺が「特賜」葬儀」」の如く特例の措置として記されている点が注 は監喪使=葬司の差遣を意味するとすれば、この大納言に対する監喪 廷による葬儀の運営という点で共通するのである。かく®が具体的に よる国家的葬儀を文字通り賜うことを意味するのであって、両者は朝 延によって運営されることを意味するのであり、一方®もまた朝廷に ❸は正しく監喪使=葬司の差遣に外ならねが、これは故人の葬儀が朝 となれば③③は肝要な一点において共通するからである。即ち、先づ は具体的には監喪使=葬司の差遣を意味するのではなかろうか。何 るものではない。従って固執する積りはないが、iiの®「特腸」葬儀」」 については問題ないとしても®®が内容上同一であることまで保証す 応関係は厳密には文章構成上のそれに過ぎぬのであって、❷❸・◎◎ の@®©に各々対応することが知られるのである。勿論、かような対 而して等しく大納言の売去記事たる(j)回を対比すると(j)のABOが(j)

大納言以下に監喪使=|葬司の編成が認められなかったことにその一端 始めて行われるが如き事態は考えにくい。むしろ当時の薄葬の風潮は が盛行したとしても一般に葬儀そのものが禁遏され特別に許認されて これまた現にかかる風潮の存したことは疑いないが、いかに薄葬思想 **儀」を当時における薄葬の風潮の一端を示すものと考えておられる。** う。ところで岸俊男「太朝臣安方侶とその墓」(前掲) は先の「特賜悲 **監喪使―葬司によって領導される一定の国家的葬儀を意味するである** を窺知しうるように思われる。猶、大納言大伴安麻呂の薨去に際して れらの「大臣葬儀」は葬具を左右大臣に準じて支給することを含めて 「不」受…葬礼」」とあること(『公卿補任』和銅七年(七一四)条同居

思う。しかし乍ら、遺憾なことにわが国においてはそれを適用する条 われねばなるまいが、憶測を逞しうすれば、抑もかかる継受そのもの 一名による監護という簡便な方式が法上に採用されたのではないかと よる葬儀挙行という天皇・皇后に準ずる方式を改めるために治部官人 に当時の薄葬思想の盛行が窺われるのではなかろうか。 尤も、さればかように適用不可能な規定を何故敢て継受したかが問 現行の葬司に

付)も如上と同様の観点から解釈しうる。

件が欠如していたのである

月条には「視葬」なる語が左の如く用いられているのであり 見えるのみであるが、この「視葬者」もまた漢藉に依拠するものと考 するため、勅命によって土師連小鳥が「視葬者」に任じられたことが 唯一、雄略九年に新羅遠征中病死した大将軍紀小弓宿禰の葬地を占定 えられる。即ち、例えば『漢書』巻一下高帝紀八年(前一九九)十一 『日本書紀』には「監護喪事」なる字句は全く用いられておらず、

令、士卒從」軍死者為」構、帰」其県、県給」衣衾棺葬具、 祠以」少

牢、長史視葬、

ろで、「視葬者」 たる小鳥は家墓を田身輪邑に作って小弓を埋葬した 者」は漢藉のかような「視葬」の用例に負うていると思われる。とこ。なか での葬儀を出身各県の長史に命じて監護せしめたことを示す。「視葬卒の葬儀を出身各県の長史に命じて監護せしめたことを示す。「提覧 この「視葬」は高祖が、准陰侯韓信の誅滅のためめに従軍戦死した士 文学大系本による。 とは洵に興味深いといわねばならない。 猶、『日本書紀』 は日本古典 の監護使ではなく、やはりわが監喪使=葬司の一たる山作司に近いこ という。後世の造作とも疑われるが、少くともこの「視葬者」が中国

結 語

職条 ける監喪使辞退の諸例と葬司辞退のそれとの類似性を手掛りに遂に監喪使の実体を装束・山作両司によって構成される葬 先づわが正史上において「監護喪事」のために差遣される使人を監喪使と仮称し、この監喪使が果してわが喪葬令百官在 以上永きに亘って禿筆を馳せて来たが、今一度論旨の梗概とさらに余言とを述べて擱筆することとしたい。本稿では、 (監喪規定)の適用を示すや否やを疑い、次で隋唐監護使とわが監喪使の実態を各々検討・比較した上で、正史にお

に過ぐるものはない。

承によるわが監喪規定はその不可欠の前提たる体系的喪礼の未継受・欠如のために適用に至らず、 承される何らかの慣例・法規によって編成されたと想定される。 司長・次官級官人五位以上と考定するに至ったのである。 の御葬司に準ずるわが国固有の葬司の編成が行われたとの推定に及んだのである。 この葬司はやがて『延喜式』太政官・葬官条 そして、さらにこの間の事情を考察した結果、 実際には天皇 (葬司規定) 唐令の継 に継

受することはなかった。 とになった が国において律令の規定そのものが空文化する場合も皆無とはいえないのである。 中国律令を継受して刑罰・行政制度を整備・確立したが中国社会の伝統的規範たる礼は全面的・体系的には遂にこれを継 目的としつつも同時にささやか乍ら右の問題に関する個別具体的考察を加える結果となった。 中国律令の継受とその実態を繞っては種々の側面より考究されねばなるまいが、 しかし乍ら、中国律令は多くこの礼を前提として成立するのであり、従ってその礼を欠如するわ 小論は図らずもその一例を指摘するこ いうまでもなく、 本稿は監喪使の実体解 わが 国は 明を

また現にその余裕もないので、 の任用官人の様態については先に寸言する処もあったが、その包含せる課題は別に草節を分ってなお余りあると思われ、 監喪使 -葬司そのものについては当然論ずべくして論じえなかった点も率直にいって一・二ではない。 別稿を以て更めて論説することとしたい。倖にして諸賢の御批正を賜らば筆者の欣快これ 就 そ

(鹿児島大学法文学部助手

(付記) 本稿は昭和五九年度文部省科学研究費補助金 (奨励研究(A) による研究成果の一部である。

On the "Funeral Superviser" Recorded in History

by

Tatsuya Torao

In the historiography of ancien Japan we can often find the acounts of funeral supervisors temporarily appointed when dignity died. This paper persues the substance of such funeral supervisors recorded in history.

The results are as follows.

- 1) Those funeral supervisors were not in accordance with the provision in $Taih\bar{o}$ 大宝 and $Y\bar{o}r\bar{o}$ 養老 code which established funeral supervisors.
- 2) Substantially they were a chairman or vice-chairman of two commisions: one was engaged in dignifying a funeral, and the other in building a grave.
- 3) Ancient Japanese governors adopted the provision of funeral supervision from T'ang, \tilde{f} but not the systematic Confucian courtesy of funeral which was indispesable to funeral supervision. That is the reason why none was actually appointed to supervise a funeral in Japan.
- 4) Instead of funeral supervisors, the two commissions were organized in imitation of several commissions organized in case of Emperor's death or empress's. This institution was peculiar to Japan.

The Making of the Covenant in the Spring and Autumn Period

bv

Tomomi Takagi

Hui meng 会盟 has been studied at the view of political history. Now, we consider it as the custom of the covenant among the monarchies, which strengthened and ordered the personal relationship at each level in the Spring and Autumn period. Being a more universal and custo-